

第九十四回国
参議院
内閣委員会
會議録第六号

昭和五十六年四月二十八日(火曜日)
午前十時三十四分開会

出席者は左のとおり。

委員長
理事

林 道君

蔵内 修治君
竹内 深君
矢田部 理君
藤井 恒男君

委員

板垣 正君
岡田 広君
源田 実君
中西 一郎君
林 寛子君
堀江 正夫君
片岡 勝治君
中尾 辰義君
安武 洋子君
秦 豊君

国務大臣

大蔵 大臣
大蔵 大臣
大蔵 大臣
大蔵 大臣
大蔵 大臣
大蔵 大臣
大蔵 大臣
大蔵 大臣
大蔵 大臣
大蔵 大臣

政府委員

人事院事務総局
職員局長
行政管理局長
官房審議官
大蔵省主計局次
長
運輸省鉄道監督
局有鉄道部長
常任委員会専門
員

金井 八郎君
門田 英郎君
矢崎 新二君
永光 洋一君
鈴木 源三君

説明員

厚生省年金局長 長尾 立子君
日本専売公社管理
部長 丹生 守夫君
日本国鉄道路共
済事務局長 足代 典正君
日本電信電話公
社厚生局長 澤田 道夫君

本日の会議に付した案件

○国の防衛に関する調査

(有事法制研究の中間報告に関する件)

○昭和四十二年度以後における国家公務員共済組
合等からの年金の額の改定に関する法律等の一
部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
○昭和四十二年度以後における公共企業体職員等
共済組合法に規定する共済組合が支給する年金
の額の改定に関する法律等の一部を改正する法
律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(林道君) ただいまから内閣委員会を開
会いたします。

○国の防衛に関する調査を議題といたします。

この際、有事法制の研究について大村防衛庁長
官から発言を求められておりますので、これを許
します。大村防衛庁長官。

○国務大臣(大村義治君) 有事法制の研究につ
いては、かねてから防衛庁において作業を進めてき
ておりましたが、今回その中間報告を取りまとめ
ましたので、ここに御報告いたします。

有事法制の研究は、昭和五十五年九月二十一日
の見解で示しておりますように、有事に際しての
自衛隊の任務遂行の円滑を図るといふ観点から法
制上の問題点の整理を目的とするものですが、研
究の対象が広範であり、また防衛庁以外の省庁等

の所管にかかわる検討事項も多く、検討の結果を
得るには相当長期間を要するものと考えておりま
す。

したがって、今回御報告いたしますのは、
現在までの研究の状況と中間的にまとめた問題点
の概要であることをお断りいたします。

まず、研究の状況でございますが、有事法制の
研究で対象とする法令につきましては、防衛庁所
管の法令、他省庁所管の法令、それに所管省庁
が明確でない事項に関する法令に区別いたしま
して、このうち、防衛庁所管の法令を優先的に
検討するというところで作業を進めてまいりまし
た。

次に、問題点の概要でございますが、これに
は、第一に現行法令に基づく法令が未制定である
という問題があり、有事の際の物資の収用、土地
の使用等について規定する自衛隊法第百三条の規
定に基づく政令、それに有事における職員の給与
の特別の措置について防衛庁職員給与法第三十
条の規定に基づく法律が未制定です。これにつ
いて検討をいたしております。このうち、自衛隊
法第百三条の規定に基づく政令につきましては、
それに盛り込むべき内容についてはほぼまとまっ
ております。

第二に、現行規定の補償の問題があります。自
衛隊法第百三条には、処分の相手方の居所が不明
の場合の措置、土地を使用するに際して工作物を
撤去することについて規定されておらず、また同
条の物資の保管命令に従わない者に対する罰則規
定がございません。自衛隊法第九十五条は武器等
の防護を規定しておりますが、これにはレーダー
や通信器材等が規定されておられません。これらに
ついて補償する必要があると考えております。な
お、罰則につきましては、その必要性、有効性等
につき慎重な検討が必要と考えております。

第三に、現行規定の適用時期の問題がありま
す。自衛隊法第百三条による土地使用の時期、同
法第七十条の予備自衛官の召集時期につきまし
ては、いずれも、現在よりその適用時期を早める
必要があると考えております。

第四に、新たな規定の追加の問題があります。
部隊が緊急に移動する場合に土地等を通行し得る
規定、防衛出動待機命令下にある部隊が侵害を受
けた場合に部隊の要員を防護し得る規定、これら
を追加することが必要と考えております。

以上、現在までの研究の状況と問題点の概要に
ついて御説明いたしました。今後の有事法制の
研究につきましては、今回まとめた内容にさらに
検討を加えるとともに、未検討のものについて検
討を進めていくことを予定しております。

また、今回取り上げた問題点の今後の取り扱い
については、有事法制の研究とは別に防衛庁にお
いて検討するとともに、関係省庁等との調整を経
て最終的に決定を行うこととなるものと考えてお
ります。

なお、御参考までに、御報告した内容について
整理したものを配りしてあります。
以上、有事法制の研究についての中間報告をさ
せていただきます。どうもありがとうございます。

○委員長(林道君) 本日の調査はこの程度にとど
めます。
速記をとめてください。

〔速記中止〕
○委員長(林道君) 速記を起こしてください。

○委員長(林道君) 昭和四十二年度以後における
国家公務員共済組合等からの年金の額の改定に関
する法律等の一部を改正する法律案並びに昭和四

十二年度以後における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案を便宜一括して議題といたします。

まず、政府から順次趣旨説明を聴取いたします。渡辺大蔵大臣。

○國務大臣(渡辺美智雄君) ただいま議題となりました昭和四十二年以後における国家公務員共済組合等からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案につきまして、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。

この法律案は、国家公務員共済組合法等の規定により支給されている年金につきまして、別途、本国会で成立いたしました恩給法等の一部を改正する法律案による改善措置にならざる要の措置を講ずるとともに、国家公務員共済組合法に基づく遺族年金に計算される寡婦加算額の引き上げ、共済組合間における短期給付の財政調整事業の実施等の措置を講じようとするものであります。

以下、この法律案の内容につきまして御説明申し上げます。

第一は、国家公務員共済組合等からの年金の額を改定することであり、すなわち、旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法、旧国家公務員共済組合法及び国家公務員共済組合法に基づく年金のうち、昭和五十五年三月三十一日以前に給付事由が生じたものにつきまして、本年四月分以後、年金額を引き上げることとしております。なお、引き上げにつきましては、恩給における措置にならぬ、昭和五十五年の国家公務員の給与の改善内容に準じ、年金額の算定の基礎となつてゐる俸給を増額することにより行うこととしていたしております。

この結果、平均で約四・四％程度年金額が改善されることとなります。

第二に、公務員年金及び長期在職者の受ける退職年金等の最低保障額を、恩給における措置にならぬ改善することとしていたしております。

第三に、国家公務員共済組合法に基づく遺族年金に計算される寡婦加算の額を、厚生年金及び恩給等における寡婦加算の額との均衡を勘案して引き上げることとしていたしております。

なお、遺族年金を受ける妻が同時に退職年金等を受けることができる場合には、必要な調整を行うこととしていたしております。

第四に、遺族の範囲の改正であります。

現行法では、組合員期間が十年以上の者の配偶者につきましては、遺族の要件として、死亡した者との生計維持関係を必要としなかつたといつておりました。これを、死亡した者との生計維持関係をその要件とする扱いに改めることとしていたしております。

第五に、現在二十五の共済組合が個々にその事業を行っている短期給付につきまして、財政調整事業を行うこととしていたしております。

以上のほか、掛金及び給付額の算定の基礎となる俸給の最高限度額につきまして、公務員給与の引き上げ等を考慮し、現行の四十一万円を四十二万円に引き上げることとしていたしております。

さらに、昭和五十四年以前に退職した年金受給者に対し、昭和五十五年以後に退職した者と同様、退職後の給与所得に応じて年金額の一部の支給を停止することとするなど、所要の措置を講ずることとしていたしております。

以上がこの法律案の提案の理由及びその内容であります。

何とぞ、御審議の上、速やかに御賛同くださいますようお願い申し上げます。

なお、本法律案は、その施行期日を昭和五十六年四月一日と提案しておりましたが、その期日を経過いたしましたので、衆議院におきましてこれを公布の日とするなど所要の修正がなされておりますので、御報告いたします。

以上でございます。

○委員長(林道君) 塩川運輸大臣。

○國務大臣(塩川正二郎君) ただいま議題となりました昭和四十二年以後における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案の提案理由につきまして御説明申し上げます。

この法律案は、公共企業体の共済組合が支給し、ております退職年金等につきまして、別途、本国会で成立いたしました恩給法等の一部を改正する法律による恩給の改善措置にならざる要の措置を講ずるとともに、遺族の範囲の見直し、公共企業体職員等共済組合法に基づく遺族年金に計算される寡婦加算の額の引き上げ等の措置を講じようとするものであります。

次に、この法律案の概要につきまして御説明申し上げます。

第一に、公共企業体の共済組合が支給しております退職年金等のうち、昭和五十五年三月三十一日以前に給付事由が発生したものに引きまして、恩給の措置にならぬ、その年金額の算定の基礎となつてゐる俸給を昭和五十五年の国家公務員の給与の改善内容に準じて増額することにより、本年四月分から年金額を引き上げることとしていたしております。

この結果、平均で約四・四％程度年金額が増額されることとなります。

第二に、長期に在職した者に係る退職年金等及び旧国家公務員共済組合法に基づく殉職年金等の最低保障額につきまして、恩給の措置にならぬ改善することとしていたしております。

第三に、組合員期間が十年以上の組合員等の配偶者につきまして、その期間が十年未満の組合員等の配偶者と同じく、組合員等の死亡当時主としてその収入により生計を維持していたことを遺族の要件とするにいたしております。

第四に、公共企業体職員等共済組合法に基づく遺族年金に計算される寡婦加算の額につきまして、本年四月分からその額を引き上げるとともに、その遺族年金を受ける妻が同時に退職年金等を受けることができるときは、寡婦加算の支給に関し必要な調整を行うことができるよう措置することと

いたしております。

このほか、昭和五十四年十二月三十一日以前に退職した高額所得を有する退職年金受給者につきましても、昭和五十五年一月一日以後に退職した者と同じく、年金の一部の支給を停止することとする等所要の措置を講ずることとしていたしております。

以上がこの法律案を提案する理由であります。

なお、この法律案は、その施行期日を昭和五十六年四月一日といたしておりましたが、衆議院におきましてこれを公布の日とする等所要の修正がなされております。

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御賛成くださいますようお願い申し上げます。

○委員長(林道君) 以上で両案の説明の聴取は終わりました。

午後三時三十分から委員会を再開することとし、この際休憩いたします。

午前四時四十八分休憩

午後三時三十分開会

○委員長(林道君) ただいまから内閣委員会を再開いたします。

休憩前に引き続き、昭和四十二年以後における国家公務員共済組合等からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案並びに昭和四十二年以後における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案を便宜一括して議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言願います。

○片岡勝治君 共済年金に関連いたしまして、その前に、若干今後の財政事情に対応する政府、大蔵省の長期的な考え方をまずお聞きしたいと思つております。このことは、今後の財政上いろいろ問題を日本は持つてゐるわけでありまして、そのことが直接今後の社会保障制度の充実という課題

と非常な矛盾をする、そういう大変重大な時期に直面しておりますので、二、三の点をお伺いしたいと思ふんです。

いま政府、あるいは自民党もそうでありましてけれども、行財政改革という課題を大変華々しく旗を振っているわけでありまして。そのことは決して悪いとは私は申し上げませんが、しかしそれは言っておりますが、政府の行動、言動を見てまいりますと非常に、何といひますか、今度の行革には聖域はないと言っておりながら、しかしその裏では一つ一つの聖域にあたかも指定をして、それには手をつけないというのではないかと、そういう疑問が非常に出てきたわけでありまして。

一つには、本日、国防会議におきまして、いわゆる五六中業で防衛計画の大綱の水準達成を決めた、六十二年度までに達成することを決めた、こういうことが報道されましたし、テレビで本日も明確にそのことを言っておりまして。私は大変不思議に思ふんです。来年度予算は厳しく対処していくんだ、来年度予算は行革の成果を踏まえた上で対応していくんだ、こういうようなことを盛んに言っておりますし、いま申し上げましたように、今度は行革の対象に聖域はないんだ、あらゆる行政の分野について見直していくんだ、こういうことをおっしゃっているわけですね。しかし、きょうの国防会議の、五六中業で防衛計画の大綱の水準達成を六十二年度までやるということになりますれば、これは明らかに国防予算については行政改革の対象にはならぬ、まさに聖域だ、こういうことを内外に宣明したのではないかと、これでは、何だ、防衛だけはそれじゃもう例外かと、次々にこういうことが出てくるのではないかと、政府が言明しております聖域はないような言葉に相矛盾するといふふうにとられてもいたし方がないと思ふわけでありまして、まずこの点について大蔵大臣の所信をお伺いしたいと思います。

○國務大臣(渡辺美智雄) 御承知のとおり、五十七年度予算をいまから考えなければならぬわけですが、そういうときに当たりまして、いろ

んな法律、制度までの見直しをやらなければならぬ。五十六年度予算編成に当たって、われわれもずいぶん見直しをやってきたんです。歳出カットもやつたり、抑え込んだり後へ延ばしたり、いろんなこともやってきておるわけです。ですから、一兆四千億円の増税で二兆円ぐらいの新規なものや、あるいは当然増の伸びというものを吸収できたわけですから。しかしながら、抜本的な法律改正をして経費を切るというところまではいかなかったと、これも事実でございます。それには余りにも時間が無いと、そういうことで、今回はともかく早々と方針を出して、高度経済成長時代にでき上がったものの中でこういう御時世に果たしてそのままの状態でもいいかどうかというのを再検討しよう、そのために、必要があれば法律や制度も直そうというのを言っておるわけでございますから、その負担とそれから給付の水準は裏表になっておりますから、どちらを優先するかという問題について、伸ばすべきものは伸ばさなきゃならぬが切るべきものは切るということで、また行政の効率化、能率化、そういう点についてはいづれも聖域はどこにもないわけであつて、全部大蔵省の査定の対象にすることはこれも間違いないということでございます。

なお、国防会議の話がいま出ましたが、これは新聞でどう出ているか、私新聞読んでないですが、私は当事者として立ち会っておりますから正確なことを申し上げたい。それは、その中身を全部言っているのかどうか私よくわからないんだけれども、結局結論は、防衛庁が五六中業というものをやりたいと言ってきたわけです。そこで、いままでは防衛庁の五三中業ですが、というふうなものでは政府は知りませんよと、あれは防衛庁が勝手に——勝手にと言つてはなんです、防衛庁の中で要するに予算要求とかいろいろ関係で独自でおつくりになったもので参考資料だけなんです。だけれども今回は、要するにまたつくりたいんだというところについてはどうするか。そこで国防会議としては、防衛庁がそういうような作業に——五六

中業の計画をつくるというのに少なくとも一年間かかるそうです。いままでは政府に關係ないんだから、向こうで勝手にやったんだから、今度は正式に言ってきたからそれにいろいろ議論があつたが、それじゃ国際情勢の変化、日本の財政事情、そういうものも頭に入れた中で作業してごらんないかと、その作業してごらんないかというところまでは認めましょうと、作業を始めてよろしいと、作業を始めて。しかし、その作業途中ではわれわれとも相談してくれよと、今度は防衛庁だけのものじゃやないんだから相談してくださいよと。

もう一つは、作業ができたときに何らかの形で、中身はこういうふうな中身でいきますと、それは現在の防衛計画の大綱ですか、それを早く実現するというためのものですと、こう言うから、実現の仕方にもいろいろあつて、前倒しでやるのか平均でやるのか、あるいは同じ潜水艦を買うにしても、装備をばっちり積んだもの、それから最新鋭のものをこしらえるのか中程度のものをつくるのか、それによつて金目がみんな違うわけですから、だから財政当局を預かる大蔵大臣といひましては、それはその中身を見ないうちは賛成とも反対とも言えないわけでございますから、だからまずスタートをしてくださいと、そこは異論ありませんというのを申し上げただけなんです。

それから達成という話は、防衛庁の話では、六十二年までに防衛計画の大綱というものが達成といつても、現物を全部そこへずつと並べてしまふという意味ではなくて、それを達成することを基本として発注しますという話でした。ですから、それは当然にこれからは財政当局と相談もあるうかと思ひますので、いまは何とも申し上げられない、決して私は聖域だといふふうには考えておらないです。

○片岡勝治君 前回の業務見積もりの取り扱ひについて、大臣がおっしゃるとおり、事実、防衛庁のいわば内部資料だということ国会にも説明してありましたね。そのことは私も否定しないんですが、それは言つても、しかしだんだんそれが

防衛庁の単なる内部資料ということじゃなくて、政府のいわゆる防衛計画の重要な計画といふふうな事実上なつてきた。これは恐らく防衛庁もそう認めておるし、大蔵省も最終的にはそういう判断をしたんじゃないですか、前回の中業の。ですから、この前倒し論とかなんとかいふことも出てきて、財政的に見ざるを得なかった。私は、前回の経緯からいひますと、この業務見積もりというものは、いままで五カ年計画とか何次計画というふうな膨大な防衛計画を出して、一体これではどうなるんだと、非常に国民に対してもいふゆる軍事大国への道を進むのではないかと、そういう心配があつたことは事実でありますから、そういうことは大変失礼でありますけれども、そういう目を

ごまかすために業務見積もり、内部資料だといふようなことで、実は防衛計画といひますか、年次計画的に取り扱つてきたのが前回の業務見積もりだろふと思ふんです。

ですから、今回新しい五十八年度から六十二年度までのいわゆる業務見積もり、これはやっぱりそういう性格のものではないかと。その計画を、しかもそれは防衛計画の大綱の水準達成といふことを目標にした一つの業務見積もり、防衛計画といふふうにはこれはとられると思ふんです。そのことを承認したということになりますれば、大臣はいまおっしゃつておられるけれども、この業務見積もりができた場合には、それに準拠して防衛庁も大蔵省も政府も努力するのは当然だろふと思ふんです。

私はそういう点で、いままで政府、大蔵省が言つてきたことと違ふ、だから明確にできるものはないともいひたいと思ふんです。聖域とはいふて、それなりに政府の態度はわかりますね。そうじゃなくて、いや防衛も見直すのだ、聖域はないんだといふのなら、こういう年次計画的なものを事前に、しかも今度国防会議で正式に認めたといふことでありますから、これはもう認知された、つまり行政改革、経費削減という課題から逃れ

た、そういうふうに私たちは判断をせざるを得ないのです。私の判断というのは間違ひですか。大臣、もう一度お願いいたします。

○国務大臣(渡辺美智雄君) 間違ひはおるかどうかはわかりませんが、防衛であつても、防衛といふのは要するに正面装備だけでは防衛にはならぬのです。人件費も半分もかかつているんですよ、それからそのほか後方負担という莫大な金があるわけですから。だからその中で、要するに聖域でないといふのが、金額を与えたら何でも買っちゃつていいという話じゃないですよ、それは効率的なものでなければならぬ。そういう差、差した事柄について必要なものでなければいけないという意味で、そういう意味では聖域でないといふことを私は言つてゐるんです。だから要するに、高度経済成長時代にできたもので、それで世界的に見てもまあまあというふうなものもございまして、あるいはいんなんものは負担と支出という裏表の関係にございまして、そういう点の見直しもやらしていただきます。だから、今回は六十二年達成と言つても具体的に中身が何にもないわけですから、ただ大綱を達成することを基本として言つても、全部その品物を集めてしまふといふものでもないし、一つ幾らかかるんだといふこともまだ決められていない。物すごく性能のいい物とそうでない物で値段が違うんです。だからそれは、そのときどきの経済情勢、財政事情をよそ目で見ながらそのほかの費目とのバランス——バランスという言葉は適当かどうかはわかりませんが、「世界情勢が入る」と呼ぶ者あり)そういうものも参考にしながらそれは決めてまいります。しかし国際情勢といふものの変化、こういうものも重大な新しい変化でございまして、私も外国のいろんな大蔵大臣とも何回も会つておりますが、日本の防衛努力が足りないと言われることは、アメリカだけが言つてゐるのじゃなくして、もう自由陣営の一員だと言われる連中からはかなり言われておるわけなんです。したがって、日本の置かれてゐる国際的な立場、そういう

ものをやはり大きな比重として考えの中に入れていかなきゃならぬ。それも総合判断して最終的には決めていくといふことであつて、軍事大国にするといふようなことが実は決まつたわけでも何でもないわけなんです。

○片岡勝治君 この業務見積りの問題につきましては本論ではございせん。防衛庁長官等がおいでになるときに、別な角度からいろいろ論議をしていきます。私は、今後の財政に向かう政府、大蔵省の姿勢として防衛だけは聖域から除外したのか、そういうふうにとらえられやすい、国民の方ではとつてゐるのではないか、今度の業務見積りから、その点の疑念をただしたわけであり

ます。あるいはまた、ある大臣は、公共事業を見直してその補助金を減らすといふことになれば景気の停滞、何とか景気をよくしなきゃならぬというふうな時期にこれは不適当であるというふうな発言をしておりますね。こうすると、もう公共事業の補助金はそれじゃ聖域なのか。景気回復という大きな政策課題を達成するには、行財政改革なんといふのは対象にしないといふのではないかとこのうににとられますね。こういう点はどうなんですか。

○国務大臣(渡辺美智雄君) 公共事業も聖域ではございせん。先ほどもある野党の有力な方の御質問——ついで、三時間前の話なんです、景気対策として財源がなければ、財投をやつて公共事業費をふやしたらいいじゃないかというふうな意味の御発言がございました。ですから、やはりいぶん変わったものですねといふふうな話だったんですが、景気回復といふ問題は労働者の失業の問題と関係がありますから、これはだれだって景気がどんどん落ち込んでいって思ふ人は恐らく与野党通してないんじゃないか。したがって、これらの問題については、経済の持続発展といふことはすべての計画の基礎になつておりますので、それがたがたに狂つちやつたらみんな狂つ

てしまふといふことになりまして、やはり経済の持続発展といふことはいろいろ工夫をしていかなきゃならぬ。

しかしながら、政府には公共事業に多額のお金をつぎ込む余裕はもうございせんし、財投といつてもその財源がなければいけないのであつて、財投のお金といふのもそう残つてゐるわけではないのでございまして、これはもう簡単にはいきませんといふことを申し上げておるわけでありまして。ですから、景気がうんと回復して来年までに仕事もいっぱいふえた、失業者も少なくなつてきているというふうな状態で物価の問題も懸念されるというふうな状態だったら、公共事業だつて当然現状維持じゃなく減らすということだつてあり得るわけでございますから、それはそのときどきの経済情勢の運営をどうして持つていくかは、やはりいろんな指標を相手に常にバランス感覚をもつて注意深く見詰めていかなければならない、公衆思つておるわけでございます。したがって、公共事業といふのも決して決して聖域ではございせん。

○片岡勝治君 次に、今度来年度の予算編成に当たつて、概算要求は伸び率ゼロといふことで各省庁に指示をしたといふようなことが言われておりますね。このことについて、大臣も少し、具体的にどういふ方針なのか、この際御説明をいただきたいと思ひます。

○国務大臣(渡辺美智雄君) まだ各省庁に言つておりません。おりませんが、一つの考え方としてゼロベースと申しますか、ことごとし同じぐらひの予算の枠組みでやるとすればどういふふうなことをやるか、ひとつ各省庁において勉強を始めてくださいといふぐらひのことは言ひたいと思つておるんです。具体的に、きよう官房長会議で各省庁の官房長を集めて主計局長が発言されたことを御披露いたしますと、こういうことなんです。四月十日の閣議及び四月十六日の事務次官会議等における総理の御発言の趣旨に沿つて、五十七年度予算に向け、すでに各省庁はそれぞれ

自主的に厳しい歳出削減策の検討にとりかかり始めておられると思ひます。

厳しい歳出削減策を概算要求に織り込んでもらうために、五十七年度予算のシーリングの決定については、これまでの総理の御発言等で明らかになつてゐるよう、例年より早目に、六月上旬にいたします。

他方、三月に発足した臨調においても、財政再建のために改革を急ぐ問題について早急に検討を進め、七月には中間報告を出されることになつてゐます。

この臨調の中間報告は、実効のある内容のものとなることを期待しております。したがつて、五十七年度予算編成を通じてその実現を図るべきものと考えます。

五十六年度予算の場合を考えると、仮に一兆四千億円の増税がなかったとすれば、一般歳出の伸び率はゼロに近いものとならざるを得なかつたことになりまして。

五十七年度予算においては、総理のかたい御決意もあつて、増税を念頭に置かず、歳出削減によつて財政再建を進めることが至上命令となつてゐます。

というふうなことで、「財政の中期展望」によつて五十七年度の財政事情を試算してみると、というふうなことで中期展望のお話を申し上げまして——問題を短かく少し詰めましよう。

五十七年度のシーリングについては、原則率ゼロという方針を前提として各省庁と具体的な検討にとりかからせていただきたい。

こういうことを申し上げたわけでございます。いろいろ長々と言つておりますが、原則シーリングはゼロだと、したがつて既存の制度の見直しや徹底的な歳出削減をその中でやつて、各省庁の考え方を反映してもらいたいというふうな、もっと長くありますが、簡単に要約をしますと、そういうことをきよう発表したのでございまして。

○片岡勝治君 具体的に臨調の結果が出ておりませんから、政府がどう対応するかといふことにつ

いてはなかなか確定的なことは言えないと思ひますけれども、相当額の経費削減ということになりますれば、あるいは伸び率ゼロというふうなところで概算要求を出さざるというふうなことも非常に大膽かつ相当の施策だろうと思ひわけでありますが、しかしこういう一律的な方針で果たして実効が上がるのかどうか。特に私が心配するのは、これから論議になるような、年金とか福祉とか社会保障制度とか、苦しい紛れに各省庁伸び率ゼロということになりますれば、こう言つては大変失礼ですけども、やっぱり弱いところを削つてくる、そういうことがいままであったと思うんですね。つまり、強大な圧力団体のところはついつい削ることはできないということになりますれば、比較的圧力の少ないところを削っていく、これは政治の常道と言つては語弊がありますけれども、そういうきらいがこういう一律方式では出るような心配がある。非常に大膽な政策そのものについては、私は敬意を表しますが、しかし一方、そういう点が心配になるわけでありますが、これは大臣どういふふうにお考えになりますか。

○国務大臣(渡辺美智雄君) いま伸び率ゼロとこう言つておりました、まず各省庁でそのベースで一応やつて、それから大蔵省との交渉があるわけですよ。それで六月の初め、一カ月ございますから、だからどうしてもこの程度のもは最小限認められるかどうかというのをもう一遍考へて、そこで本場のシーリング枠というものをそれからおろすわけですよ。それで臨調の答申が出て、それにさらに合わせてもらひわけです。予算が全部なくなつてしまふわけではないのであつて、その厳しい限りある財源の中でどういふような配分をするかということが問題なわけでございますから、問題は、だからわれわれとしては、やはり効率的という言葉を先ほど使いましたが、貴重な財源ですから効率的に使つていかなきゃならない。ですから、圧力が強くて声がかかひから効率的とは限らぬわけであつて、声が小さくても、細かい声でもやらなきゃならぬ問題もございますから、

だからといつて今度は便乗的なものはだめだということでもございまして、それはケース・バイ・ケースによつて、声の大ききでなく中身によつて判断をしていくと、それまでには十二月の末の予算編成までかかるということだと思ひます。

○片岡勝治君 大臣は声が大きけれども、なかなか温情ある政治姿勢もありですから、そういう点はひとつよろしく大所高所から判断をしていただきた。

この一律方式、私は率直に言つて各省庁の行政内容によつて非常に格差があると思うんです。一律切れるところもあるかもしれぬし、当然増といふことで、もう物理的に伸び率を一定程度確保しなければならぬような省庁もあるわけですね。ですから、そういう点をひとつ、もちろん大蔵省は専門家でありますから誤りない施策、対応をしてくれると思ひますけれども、私の感じた点をちょっと申し上げておきたいと思ひます。

さて、具体的に共済年金について二、三お伺ひをいたしますが、まず第一番目に、前年度のやはり共済年金を審議をした折に衆参で附帯決議がつけられております。その附帯決議につきまして、本年度どういふふうに対応されましたか。

○政府委員(矢崎新二君) 前回の附帯決議といつたしましては、参議院の内閣委員会の附帯決議は遺族年金についてはの一項目でございますが、衆議院の大蔵委員会の方でそれを含めまして五項目の附帯決議がなされておりますので、便宜簡単に両者をあわせて御説明をいたしたいと思ひます。

まず第一点の、国庫負担につきまして、公的年金制度間の整合性に配慮しながら検討を続けることという問題がございまして、

この社会保険に対する国庫負担のあり方につきましてはいろいろ議論のあるところでございまして、けれども、老齢化社会を迎へまして、今後の国庫負担のあり方という問題につきましては、今後真剣に取り組まなければならぬ重要な課題でございまして、共済年金につきましても、他の公的年金制度とのバランスとかあるいは将来の年金財

政の健全化等の問題等も含めまして検討をしなければならぬということでもございまして、また国の財政力に應じた財源の効率的な配分という見地からの検討も必要でございまして、今後とも引き続き総合的な検討をしたいという考えでございまして、

それから第二項目といたしまして、遺族年金につきまして、なるべく早く給付水準の引き上げを図るよう検討し、こういう項目がございまして、

遺族年金につきましては、御指摘になられております給付水準の問題のみならず、ほかにもいろいろ問題がございまして、遺族の範囲であるとか、あるいはその要件の問題がございまして、それから遺族年金と本人年金との給付調整といったようないろいろな問題が残されておるわけでございます。こういった問題はやはり総合的に検討しなけりやいけないう問題かと思ひますので、今後関係各省の間でいろいろ調整を図りながら、審議会や共済年金制度の研究会の御意見も聞きまして、引き続き検討を進めたいと思つております。

それから三番目の、重労働職種や危険職種に長期従事しての方についての減額退職年金の減額率の問題でございまして、

この問題につきましては、職種の選び方の問題とか、あるいは果たしてそういった場合に減額率を設定するとしてもどの程度にする必要があるのかといったような問題があるかと思ひます。こういったことにつきましては、まず職種の選定、どういった職種がそういう問題になり得るかという点を関係各省の御意見を伺つておる段階でございまして、民間におきまます類似の職種の実態を調べたり、あるいは官民の均衡の点からの考慮もしたいというふうなことで検討をさらに進めてみたいと、こういうふうな考へておるわけでございます。

それから第四項目で、懲戒処分者に対する年金の給付制限の問題がございまして、

この新法の共済年金の性格は、御承知のよう

に、公務員制度の一環としての性格を持つておるわけでございます。したがひまして、給付制限を全廃するということは問題が多いということでもございまして、この問題についてはかねてから御指摘もございまして、附帯決議での御指摘もあることを踏まへまして、現在、政令の改正によりまして何らかの緩和を図る方向で検討をいたしております。関係省との調整を行いながら、共済組合審議会の御意見も伺つておる途中でございます。まだ結論を得ておりませんが、適切に対処してまいりたいというふうな考へております。

それから第五項目の、共済組合制度に関する基本的な事項について一元的に調査審議する機関の設置について検討をせよという点でございまして、この点については、既存の審議会との関係などいろいろ問題がございまして、当面の措置といたしまして、昨年六月に共済年金制度基本問題研究会を發足させまして、そこで共済制度全般にわたる御検討をいまお願いをしていただいております。

以上、御報告を申し上げます。

○片岡勝治君 基本的な問題に触れた附帯決議が相当あるわけでありまして、次の法案作成過程の中ですぐ実現をするということは大変むずかしいだらうということも私も理解をいたします。しかし、もうちょっとスピードを出せば解決するよいうな附帯決議もあるわけでありまして、そういう点はひとつ国会の意思というものをもう少し尊重して、スピードアップして、この附帯決議の実現に努力をしていただきたいと思ひわけでありまして、

なお、今回の法案の作成に当たつて、関係の審議会にそれぞれ答申を求めて、その回答といひますか答申が出ておりますね。たとえば国家公務員共済組合審議会におきまして、今回の法改正について五項目の意見が出されております。この意見はどういう意味を言つておるのか。そして、今度の法律改正に当たつて、これにどう対応したの

か。たとえば国家公務員共済組合審議会の答申の第二項には、「最低保障額の引上げについては、共済組合独自の発想を入れる余地があると考えられる」と、こういう指摘があるわけですね。これはどういう内容を意味し、今度の法改正についてそれがどう取り入れられたのか、どう対応したのか。それから三項目、四項目ですね、この点についてお答えをいただきたいと思ひます。

○政府委員(矢崎新一君) 御指摘の国家公務員共済組合審議会の答申の中の第二点、第三点、第四点についてのお尋ねでございますが、第二点のところは、最低保障額の設定につきまして共済組合独自の発想を入れる余地があるのではないかと、う趣旨の御意見が付けられているわけでございます。その意味するところは、国家公務員の共済年金の最低保障額の従来の取り扱いを見ますと、厚生年金や恩給との均衡を考慮して定めてきたわけでございます。この点につきまして、この審議会の答申は、共済年金独自の最低保障額を何かつくような余地があるのではないかと御指摘かと存するわけでございます。厚生年金や恩給からも切り離せないか、こういう御趣旨のように思ひます。

この点の一つの見方かと思ひますが、最低保障ばかりでございまして、年金の給付水準等の考え方を全体としてどうするかというところを整理して考える必要のある問題でございまして、共済年金制度の根幹にも触れるという非常に重要な点を含んでおりますので、今後ともその総合的な検討の中で考えていかねばならないのではないかと、こう思っておりますわけでございます。

それから二番目の御指摘は、寡婦加算の引き上げ措置を今回法案の中に織り込んでおることに関連をいたしまして、遺族年金の改善との関連で、こういった措置をとりますと、年金の改善に支障を生ずる懸念があるという御指摘があるわけでありまして、その意味するところは、本来、遺族年金の改善というのは支給率の引き上げによって一般的に上げていくことで考えるべき

ではないかという御意見のようでございます。そういったことではなくて、寡婦加算を大幅に引き上げますと、今後支給率の引き上げをやりたいと思つても支障が生じないかと、こういう御意見のようでございます。

この問題についての考え方でございますが、遺族年金につきましては、給付水準の考え方が一つ大きな問題としてございます。また、その給付水準自体も一般的に上げていくのか、あるいは受給者の態様に応じて、寡婦であるとかそうではないとかいうようなことによつて加算の措置でやっていくのかがいいのかわるか、そういう問題もございまして、それから遺族の範囲の問題、要件の問題、その他いろいろの問題が絡んでおるわけでございます。それから給付要件の総合的な見直しの一環として検討をしておるわけでございます。したがうふうに考えておるわけでございます。したがうふうに、そういった全体としての遺族年金のあり方については、共済年金制度基本問題研究会の御意見も聞きながら今後ともその検討を進めたいと思つておりますけれども、今回は、こういった検討に必要の時間を要するということを考えて、寡婦加算額については、他の制度との均衡を考慮しまして同じ水準に引き上げるといふことにはいたしたいと考えておる次第でございます。

それから、四項目の「寡婦加算の大幅引き上げと短絡的に結びつけることについては、疑問もたれる」という御指摘でございますが、これは寡婦加算の引き上げ措置を一方において講じたこととの関連でそういうような御意見がついておるわけでございます。もしこれが短絡的に両者を結びつけるということであるならば疑問があるのではないかと、こういう意味かと理解をいたしております。

この点につきましては、私どもの考え方は、この二つの問題を短絡的に結びつけているわけではございませんで、それぞれの必要性を判断いたしまして改正をお願いをしているわけでございます。

す。寡婦加算額の増額につきましては、先ほども申し上げましたように、他の制度との均衡を考慮いたしましてこの際引き上げた方がいいのではないかと、こういうふうに判断をした経緯がございます。それから一方、遺族の範囲につきましてはこれを直直したものは、共済年金制度におきます遺族の受給要件は、原則的には死亡した方との生計維持関係といたうのが基礎的な要件になっているわけでございます。その点が配偶者についてだけ若干扱いが異なっております。組合員期間十年以上の方の配偶者の場合は生計維持条件を要しないこととしていたのが従来の扱いでございます。これを組合員期間十年未満の方の配偶者と同様に均衡を図りまして同じ扱いにしようということでございます。以上申し上げましたように、この二つは、それぞれの理由によつて措置をしたつもりでございます。

以上、御説明を申し上げます。

○片岡陽治君 さらに、社会保障制度審議会に今度のこの法律改正について同じような意見を求めてその答申が出しておりますけれども、この社会保障制度審議会からも意見が出されております。特に、いま同じような指摘がありました。国家公務員共済組合審議会からの答申と同じように、次のように相当厳しく書かれております。「とりわけ、遺族年金の改正は、昨年の厚生年金保険法改正の諮問に対する本審議会の答申で述べているように、本来、給付率の引き上げによつて対処すべきものであるにもかかわらず、今回の諮問においては、厚生年金保険の例にならなつて安易に寡婦加算額の大幅引上げを図ることは、将来に問題を残すことになる。なお、共済年金における併給制限については、他の年金制度との均衡を失っていることを特に指摘しておく。」「こういうふうに社会保障制度審議会からも、率直に言つて相当厳しい指摘を受けているわけです。

社会保障制度審議会にいたしましたも、いわば社会保障全体について相当幅広く検討をしておる審議会である、いわば専門の審議会でありまして、この答申については政府もまたわれわれも十分この意見を尊重して対処していく、それが適正なしか社会保障制度の充実発展に資する私どもの態度でなければならぬと思つております。少く政府あるいは関係当局が謙虚に対応していく姿勢が必要ではないか、これは意見だけ申し上げておきたいと思ひます。

次に、これは恩給のときにも問題になりました。たとえば最低保障額の引き上げ等につきましても必ずしも理論的根拠がない、ずばり申し上げれば、いわばつがみ予算であり、政治的な一つの加算、こういうふうに言わざるを得ないわけでありまして、あえてこでもう一度最低保障額の理論的根拠を説明しなさいと言つても、いや、それは恩給になりなさいと、こういうことになると思ひます。恩給局の方に言わしむれば、概算要求でもう少し高いのを要求したんだが大蔵省の査定でこうなつた、恩給局に聞けば、大蔵省に責任があるようなことになりまして、大蔵省に聞けば、いや、それは恩給に右へならえしたんだということになると思ひます。

このことについてはあえて質問をいたしません。さらに同じように、これは大臣にお伺いしたいんですが、今度の改善について相当いろいろな点で努力をされて改善された点が多々あるわけでありまして、その努力については私も大いに敬意を表するわけでありまして。しかし受給者にしてみると、四月から実施されるもの、六月から実施されるもの、八月から実施されるもの、恩給などは十二月ですか、十月実施、十二月実施、何でこんなにぶつ切りにしてやつていかなければならないのか、金がないからと言へばそれまでですけれども、しかし受給者にしてみれば、その理由というものも明確でない、これはもう少も配慮ができなかったのかどうか。極端なことを言えば、四月実

施が無理ならば、それなら全部六月実施ならこれはまだ話がわかるけれども、こういうふうによつ切りの改善をするということについては、これは恩給のときも言ったんですよ、いま行政改革がいろいろ議論をされているときに、手間だって大変だろうというんですよ。五人や十人のことじゃなくて、相当の人に対する年金業務だけだつて大変だろうと指摘したわけですが、これはひとつ総合的に大臣の方からお答えをいただきたいと思ひます。

○政府委員(矢崎新二君) いまの共済年金の各種の改善措置がございまして、時期がいろいろ違ふという御指摘はそのとおりでございしますが、これは、基本的には恩給の各種の改善措置と時期をそろえてやってきているという従来の例によることとございまして、しからばその恩給の方は一体どうなんだと、こういうお尋ねかと思ひますけれども、これはまず公務員給与の改善に準じました基本的改善でございまして恩給年額の改定については、従来四月実施ということをやつてきておるわけでございますけれども、その他の改善項目につきましては、厳しい財政事情のもとで限られた財源で効率的、重点的な改善を行うという考え方に立つておるわけでございまして、そういう観点から恩給局とも十分協議をいたしまして、それぞれ六月なり八月なりというふうな実施時期の振り分けをしていくわけでございします。

この実施時期の一本化の問題につきましては、かねていろいろ御要望が強いことは承知しておるわけでございしますけれども、ただいま申し上げましたように、厳しい財政事情の中で可能な限り改善措置を盛り込むということのためには、こういった実施時期の調整ということやはり考えざるを得ないことではなかつたかと、こういうふうに考へておる次第でございします。

○片岡勝治君 だから各科目、改善科目といひますか改善事項についてある線をそろえるというならわかるけれども、これは四月から、これは六月、これは何でそういうふうに決めたんですかと

言え、恐らく答えができないと思ふんですよ。

四月実施はわかりますよ、ベースアップですからこれは一律にやつた。じゃ六月と八月はどうだということになれば、それは理屈にならぬだろうと思ひますよ。もうそれは結構です、恩給のときにいやというほど質問をして、なかなか当局も困つたような態度でありましたので、あえてこのことはこれ以上追及いたしませんけれども、行政改革の旗のもとでありますから、恩給だつて年金だつてこういうふうな六月、八月、十月に延ばしましたよと、社会保障制度だつてこういうふうにしていてるんだというふうなあかしのためにやつてゐるんじゃないかというふうに勘ぐるんですよ、私は。もしそうだとすれば、これは大変だと思ふんですが、まあこの点は結構です。今後はやつぱり受給者が見て納得するような改正の時期というものをごまひお考えいただきたいと思ひます。

先ほどの本会議の大臣の答弁でも、今後の年金財政というものが大変重大な時期に直面をしてゐる、これは高齢化社会が好むと好まざるにかかわらず襲つてくるわけでありまして、確かにわが国にとつて重大な課題であります。

そこで、最も年金財政の危機が目前の間に迫つておる国鉄、そしてあわせて電電、専売、この年金財政の現状、成熟度、それから現時点でこれを打開するに今後どういう展望といひますか方針でこの年金財政危機を乗り切つていくのか、その計画があれば、あるいは構想があれば、この際ひとつ発表していただきたいと思ひます。

○国務大臣(堀江正一郎君) まず、国鉄共済の現状でございますが、非常に成熟度が高くなつております。五十五年度で七三%であります。そして五十六年度八〇%、五十七年度八八%、五十八年度九七%、五十九年度から五十九年度へ移行いたしますときには一〇〇%を超えるということになります。五十九年度で一〇七%と、こういう状況になつてまいります。五十五年単年度だけで見まして、政府からの負担金並びに追加費用等入れますと、それでもなおかつ単年度だけで百四十

四億の赤字、こういうことになるのでございまして、政府関係資金がこれで三千二百五十億ほど入るわけでございますが、それでもそういう状態になつてくる、こういうことでございします。

そこで、いま五十六年度から五十九年度まで、この間国鉄の経営改善計画とあわせて収支の審査をいたしておるのございまして、ほぼ先ほど申しました成熟度を見てまいりますと、いずれも非常に厳しい財政状況にあることでございまして、われわれも憂慮いたしております。

そこで、これはこの成熟度をまず何とか緩和する意味におきまして、いわば同種共済組合を合体いたしまして、いわゆる受けざらと申しましようか、加入者の数を、分母を大きくするといふことが当面とるべき対策ではないかと思ひまして、いま各共済の関係者と話し合ひをしておりまして、いふまでもなかな他の共済は非常に成熟度が低いものでございしますのでこれに比べてくれないうのが実情であります。

そこで、えらい余談になりますがけれども、他の公社の成熟度をちよつと申し上げますと、昭和五十五年で先ほど申しましたように国鉄は七三%の成熟度でございしますが、電電は一七%なのであります。

〔委員長退席、理事蔵内修治君着席〕

それから専売公社は四六%、連合会三〇%、それから郵政が三七%、そういう状況でございします。これがさらに五年進みまして昭和六十年を見ますと、国鉄は一六%となりますが、電電は二四%、それから専売は六二%、それから連合会は四〇%で、郵政は四五%と、こういうぐあいになるものでございしますから、他の共済に倍以上の成熟度を持つと、こういう状況でございします。したがつて他の共済はすべて国鉄と一緒になるのはいやと、こういうのがもう歴然として出てきておる、ここにわれわれも非常に打開策に困つておるというところでございします。

そうなりますと、もう共済制度全体をどうするかという根本問題を考へてもらなければ、わ

れわれ運輸省だけで、あるいは国鉄の努力だけではいかんともしたい状況でございします。現在大蔵省で開催されておりますところの共済年金制度基本問題研究会、ここで検討をしておりますが、その結論を参考にいたしましてわれわれ対処いたしたい、こういうことでございまして、まだ決定的な打開策というものがわれわれのところでは出てまいつておりませんが非常に残念でございしますが、経過等申し上げまして御判断いただきたいと思ひます。

○片岡勝治君 電電と専売。

○説明員(湯田道夫君) お答え申し上げます。

電電公社の共済年金の財政状況でございしますけれども、終りました最終年度でございします昭和五十四年度の決算で見まいりますと、掛金、負担金、それに積立金の運用益、これを合算せまして収入が一千六百四十六億円でございします。それに対して、年金支給等の支払いが七百六十五億、収支差額の八百八十一億円を幸ひ積立金に充当することができておりまして、現時点では一応健全な状況にあるといふことは申せるかと思ひます。

ただ、将来の問題でございしますけれども、ちよつと昭和五十六年度、これは年金財政の見直し期に当たつておりまして、部外有識者によりまして収支計画調査委員会、ここに検討をお願いいたしまして新しい財源率の引き上げを考へております。

その新しい財源率を前提にいたしまして将来の収支を見通してまいりますと、約十年後の昭和六十七年度、この時点までは何と黒字が維持できるんじゃないかと考へております。その後、赤字に転落いたしまして、昭和七十八年度には積立金もなくなるというふうなことでございします。

それから現在の成熟度、いま大臣からお話もございしましたように五十五年では一七・六%でございしますが、電電公社の場合、御承知のように従来大要員の増加が多うございします。ただ、将来に向けて要員の増加というものを考えずに経営をやつていこうという立場になつてまいりますので、

今後この成熟度というものがかなり高まってまいります。六十年、先ほど大臣の仰せのとおり、二四％でございますが、これが六十八年には三八％、先ほど積立金のことを申し上げました七十九年度には五八％というふうに高まってまいります。

なお、これらの措置を座して待つということではもちろんございませんで、あるいは幸い若干積み立てております積立金の効率的な運用を図る、あるいはまた、将来も絶えず財源率の見直しも繰り返しながら何とか健全な財政状態を維持してまいりたいという気持ちで運営しておるわけでございます。

○説明員(丹生守夫君) 専売共済組合の現状でございますが、五十五年度の決算がまだ出ておりませんので、五十四年度について申し上げますと、収入が二百四十六億円でございまして、支出が二百十九億円で、収支差が約二十七億円で、この数字は五十五年度の見込みでもそう大きくは変わらないう、若干差があるかと思いますが、この結果、五十四年度末では積立金が約八百三十三億円ということになっております。

将来の見通しでございますが、五十六年の四月に財源率を改定いたしましたので、現在千分の百三十八・五でございますが、このまま推移するといえますと、支出が収入を上回ることにいたします。昭和六十一年ごろと推定されます。この時期の成熟度は六四％程度かと思えます。この財源率をそのまま据え置きましてさらに推移いたしますと、積立金が昭和七十二年ごろになくなるというところになるかと思えます。その時期の成熟度はほぼ七八％程度というぐあいになるかと思えます。

そこで、その対策でございますけれども、支出が収入を上回ります昭和六十一年度がちょうど財源の再計算の時期に当たりますので、この時期におきまして財源率の再度の改定をいたします。引き上げ等をいたしたいというぐあいに考えておりまして、これによりまして収支の改善を図りたい

い、こういうことでございます。

○片岡勝治君 特に国鉄は、大変重大な局面にすでに立たされております。他の公社等につきましても、十年あるいは二十年先にはそれぞれ成熟度が相当高くなつてきて赤字ということが今日の計算からおおむね推計できるわけであります。しかしこれ、そのときになってどうしようかと言つても手おくれでありますから、やはり五年、十年、できれば二十年ぐらゐ前からそれに対応した施策というものを長期的に積み重ねていかなければ、破産寸前になつてさうどうしようかということになれば、それはもう一般会計からつき込むか、そのときに負担金を大幅に増額しても間に合わないということになるわけです。したがって、これらに対応する施策というものはもう緊急課題であらうと思つております。

これ率直に言つて国鉄はどうするんですかね、これは。大臣がおっしゃるやうに、他の共済と連合しようとして、これはそう言つてはなんだけれども、道楽息子と言つては失礼ですよ、そういうものを抱え込めと言つてもなかなか無理だろう。しかも相当錢遣いの荒い息子を引取るやうなものですから、他の共済組合は、はい結構ですというところでなかなか引き取らないと思つて、やっぱりそれは何がしかの持参金ですか、ある相当の金を積んでこれで頼むということをしなれば、非常にさうばらんな碎けた話で失礼ではあります、何かさういうことをする、さういうことで他の組合との統一連合ですか、さういうものを考へていく、これはやっぱり大蔵省の相当理解と協力がなければできない。

【理事 蔵内修治君退席、委員長着席】

いま金を、札束を積みと言つてもとてもさういう余地がないわけでありまして、さういふ点について多少何か国鉄側として考へてゐるのか。いまの国鉄の年金財政の赤字、これは、国鉄がサポつたとか思つたとかということじゃなくて、これは物理的、必然的に出てくる赤字ですからね。高齢

者が非常に多い、戦後多数の労働者を抱えた、海外からの引揚者も抱えた、それがどんどん高齢になつたためにやめていく、その上に国鉄合理化が激しく進んで、どんどんどんどん高齢者を解雇をしていく。これは必然的にさういふ事態が出るわけですから、国鉄当局の怠慢とかなんだかというところじゃない、いわば社会的必然でもあるわけでありまして、さういふ点から考へれば、私は国の財政的な措置というものを考へざるを得ないんじゃないかと思つて、運輸大臣と、これは大蔵大臣の見解もひとつこの際お伺ひしてみたいと思つております。

○政府委員(永光洋一君) 先ほど大臣が説明いたしましたように、広く共済全般にかかわる問題でもありまして、いろいろ検討を加えておりますが、参考になるかどうか、われわれの方向として、これは一つの考へ方は、昨年国鉄のいわゆる共済の財政安定化のために一つの取りまとめの方向が出ておりました。それによりまして、いわゆるいまお話がありましたように、事業主が負担するあるいは国の財政負担によるか、あるいは成立の基礎を共有する共済組合制度を財政的に一元化して、加入者の連帯に基づく共同の負担にするかという三つの方法があるということも挙げまして、それについてのそれぞれの利害得失を述べ、やはり共済グループ全体の連帯に基づく年金制度という方向ではなからうかというような提言もいたしております。また、今回財源率を改定いたしました際の収支審におきまして、やはりさういふ連帯という感覚の基礎のもとに将来の構想を考へるべきだということも述べておりますので、具体的にいまどうだということについては、いろいろいま現在議論の過程でございますのでまだ確定的なことは申せませんが、われわれとしましては、大蔵省に設けられた共済研での、研究会の御意見等も参考にいたしながら、何とか国鉄の共済問題につきまして解決を図りたいと、さういふふうに考へております。

○国務大臣(渡辺美智雄君) 片岡議員のおっしゃるやうに、国鉄の共済が赤字になつたのには同情すべきです。いま言われたやうな同情すべき理由も私はあると思つてます。しかし一方、国鉄が黒字体質で、もつと自分の従業員は自分だめんどろ見られるというやうなことになるれば、これはどこの騒ぎにもならなかつたかと思つてもいい。しかし一方は生産性向上反対、月給値上げ賛成、運賃値上げ反対みたいなこともありまして、私は必ずしも、民間と比べても生産性がうんと上がつてきたと、さういふようにも思いません。その一方、自動車、飛行機、海という競争相手にお客を取られてしまつたという点もございまして、いろいろな理由がありますが、いづれにしても国鉄共済はにっちもさっちもいけません。だからといって、どこか嫁に行きたいと言ひまして、もつとみんな利害関係がありますから、そんなともかくいつぱい借金を背負つて、今度は原資もないものを抱きかかるといつてもみんな逃げ回つていくというの、私は本音とたてまとは違ふと思つて、さういふのは、自分たちの団体だけの利益ばかり考へても仕方がないことなんで、いづれはほかの組合だつてこれ——後で公務員はほとんどふやさないんです。公務員は減らすことがあつてもほとんどふやさんていうことではないということになれば、同じやうな運命に小さなグループだとあるわけですね。

しかし、一方では学校のようなところは、文部省のやうなところはふえていくところもあるわけですが、実際は、ですから、やっぱりある程度大きく国も橋渡しをやつて、負担もやはりみんなて負担すべきものは負担もしてもらふ。それから所得制限もつける。それから支給年齢も延ばす。みんながさういふやうな努力をして、私は大同団結していく以外にはやっぱり救ひの手はないんじゃないかと、さつぱりばらんな話。私は専門家じゃなからうけれども、さういふところが、公正な意見を聞いて対処してまいりたいと、さう思つており

ます。

○片岡勝治君 こういった事態になることは、数年前に本委員会でもすでに相当論議をされておりましたよね。あと五年先にはこうなりますよと。ですから、いまさらそんなことを言ってもしょうがないけれども、こういうふうになかなか赤字が出てくると、なかなかこの共済組合同士の統一合同というのが非常にむずかしい。いま大臣から答弁あったように、大きな借金を抱えているものを抱きかかえるというのはなかなかむずかしいと思うので、こういう事態になる前にむしろそういう措置をとるべきだったと思うんですよ。

しかし、いまさらそんなことを言ってもしょうがない。まあ、ここでどうするかということがある。まあ、ここですく出るわけではありせんから。しかし、やがてこれはこのままほおっておけばパンクしますからね。事実上パンクしていると同じような事態でありますから、これはひとつ総合的に緊急にその対策を立てて、一時的にやむを得なければ国の財政をもつぎ込んで、とにかく統一合同なら統一合同をする。そのほかの施策をやる。そのためには多少の国の財政の投資も私はやむを得ないんじゃないか。ひとつこの点については大いに努力をしていただきたいと思ひます。

最後に、行財政改革の問題が出ますと、再び三たびですか、官民格差の問題がいつも話題になってきます。年金ですね。まあ年金だけではありません。いろんな点について公務員はいじやないか、こういう点が民間よりも格差があるとかないとか、いろいろ論議をされております。私もこの問題についてずいぶん関心を持ってその都度私なりに勉強して、ずいぶん是正された点もあると思ひますけれども、今日なおかつ厚生年金——まあ国民年金は性格が違いますから、これとの比較はそれはとも及ばないわけでありましてけれども、民間の厚生年金、それから公務員の共済年金、これとの格差、従来こういう点が格差がある、ああいう点に格差があるということをしていろいろ指摘されてきましたね。その点について今日時

点でどう改善をされてきたのか。現在言われておる格差というものの実体があれば、この際それを明確にさせていただきたいと思ひます。特に何かモデルケースのようなものがあれば、そういう例で説明していただけると私もよく理解ができるんですが、できればそういう点で御説明をいただきたいと思ひます。

○政府委員(矢崎新二君) ただいま御指摘のございました、いわゆる官民格差として指摘されてきた事項につきまして申し上げてみたいと思ひます。まずその一つは、支給開始年齢に五歳の差があるということが従来言われてきたわけでございまして、厚生年金は六十歳の支給開始であるのに、共済年金は五十五歳であるということがあったわけでございまして。

この点につきましては、五十四年末の法改正によりまして、共済年金の支給開始年齢につきまして男女ともに六十歳に引き上げたわけでございまして、この結果といたしまして、制度的に見ますと支給開始年齢の格差は解消をされて、かえって女子については公務員の方が六十歳ということに厳しいわけでございまして、厚生年金は五十五歳ですから、そういう結果にもなっておりますわけでございまして。ただ、この年齢引き上げの措置を講じましたけれども、経過措置期間を置いてございまして、その経過措置期間中について言えば、男子についてはまだ当分の間格差が残るという状況でございまして。

それから二つ目に、民間企業への再就職後も共済年金が支給されているではないかという御指摘が従来からあったわけでございまして。

この点につきましては、制度の仕組みといたしまして、年金のいろんな制度があるわけでございまして、年金けれども、制度の相互間を移動するという場合にはお互いに支給がされるというような仕組みをとっておるわけでございまして、そういう意味での制度的な格差はないという形になっておるかと思ひます。しかし、この点につきましても五十

四年末の法改正におきまして、退職公務員の給与所得が一定額以上、つまり年間六百万円以上である者につきましては年金の一部不支給の措置を講じたわけでございまして。

それから三つ目に申し上げたいのは、従来年金額について格差があるんじゃないかという御指摘がよくあるわけでございまして。

五十四年度の新規裁定年金額を比べて見ますと、確かに厚生年金に比べてまだ共済年金が上回っている状況がございまして、これは給付の算定基礎が違ひまして、被保険者期間が共済年金の場合は厚年に比べてかなり長くなっている、厚生年金の場合はまだ年数が相対的に短いといつたような点がございまして、単純な比較では正確ではございせんのでこれは修正をして比較をする必要があるかと思ひますけれども、モデル的な年金を考へてみまして比較をしてみると、昨年末に厚生年金の制度の改正がございまして、特に配偶者加給が大幅に引き上げられたわけでございまして。そのことによりまして両方の年金水準、モデル的なもので見ると、共済年金と厚生年金という二つの間にはほとんど差はなくなってきたのではないかとこのように見ておるわけでございまして。

それから、なおつけ加えて申し上げますと、先ほどの民間企業への再就職後の年金の支給制限の問題につきましては、今回の法案におきましてもさらに新しい措置をお願いをしております。従来五十四年改正法では、今後退職する方について適用することにしてはいた措置でございましてけれども、今回の法案の中には、五十四年以前の退職の方についても一定の制限をやはり加えるというふうなことも加えておるわけでございまして。

以上のような状況であることを御報告いたしましたと思ひます。

○片岡勝治君 厚生省の方、見えていますか。

○説明員(長尾立子君) お答えを申し上げます。私どもの立場で官民格差として御指摘をいただいております項目は、ただいま次長の方から御説

明がございました項目に尽きると思ひますのでございまして、第一点は給付水準の問題でございまして。厚生年金と共済組合の場合の年金額は、加入期間におきまして実態相当な差がございまして、同一の加入期間で比較いたしますと、私どもとしては一割から二割程度共済組合の方が水準が高いということが言えるんじゃないかと思ひております。この一つの理由といたしましては、給付の算定方式といたしまして、共済組合は最終の俸給をとりましてそれを給付の算定の基礎といたしましてけれども、厚生年金の場合には過去の標準報酬の平均でございまして、いわば年功序列型の賃金体系を持つております場合には、その部分が年金額の上で差になってあらわれるということではな

いかと思ひておるわけでございまして。

第二点は、支給開始年齢の問題でございまして、ただいま共済組合は経過期間中でございまして、現実問題といたしましては男子において差があるということかと思ひます。

それからもう一つは、再就職した場合の支給制限の問題でございまして、確かに、共済組合におきまして他の給与所得が一定水準を超えます場合には、年金額に支給停止をするという措置を入れていただいたわけでございまして、厚生年金の場合には六十歳から六十五歳になりますまでの間は、十五万円以下の標準報酬の方の場合には一定の水準で在職老齢年金が支給されますけれども、それ以上の方につきましては全額支給停止になります。現実には年金がお受けになれないという実態でございまして。これは、制度を離れば年金を支給するという形におきまして制度の上で形式的には同じでございまして、実態といたしまして厚生年金は二千五百万人の被保険者を抱えておりますように、ほとんどの事業所が厚生年金の適用事業所でございまして、いわゆる第二の就職をいたしました場合にはほとんど年金が受けられないという実態にあるわけでございまして、この点が官民格差として指摘されている点だと思ひます。

○片岡勝治君 制度的な一つの問題からこうした格差が生まれてくるということだろうと思うんですけど、少なくともこの官民格差が依然として相当あるというような非難については関係当局が大いにその是正のために努力をしていただきたいと思うわけであります。特に組合を離脱して他の組合に行った、つまり共済年金、公務員から民間に行ったというような場合には一部支給制限がありますけれども、年金をもらって民間の企業に働いている――ずばり言って高級公務員の方はみんなそういうことなんですよ。ここをやめられて民間の会社に行く、あるいは他の公社に行く、大蔵省をやめて国鉄に行くという場合には、こっちの年金をもらって、また国鉄の理事の給与ももらう――もちろん支給制限はありますよ、高給になればね。じや民間の方からこっへ来た場合にそういう措置が、それはもちろん理論的にはあり得るわけでありますけれども、現実には皆無に等しいわけであります。そういうことになれば、やっぱり公務員の方が優遇されているじやないかという民間側の主張なり感情というものは私は当然だろうと思うわけですね。

そういう点、技術的にむずかしいかもしれませんけれども、私は厚生年金の取り扱いについてもっと創意工夫があればそういう点の是正ができるのではないかと思うんですよ、これは。ですから、こういうような点につきましてもひとつ改善の措置をとってもらいたい。さらに給与水準等につきましても是正措置を講ずれば、さらに格差というものは是正ができる余地は私は十分にあるだろう。こういう点につきましては、ひとつさらに一段の努力をしていただきまして、官民格差などという非難、批判が出ないような年金制度をひとつぜひ確立していただきたい。

特に、これからは高齢化社会でありますから、年金について全国民が同じような状況に立ってこの年金問題に対応していかなければならない。そういう点では、民間と言わず公務員と言わず、同

一の土俵に立つて高齢化社会に向かって進んでいく、そういう姿勢がなければ、私はこの数十年先の高齢化社会に向かつて、高齢化社会の中で耐えていくことができなくなるのではないかと。さつき国鉄の話が出ましたけれども、大同団結もその一つでありましょう、組合の統合などというようなもの。そういう意味で、この官民格差という問題もぜひひとつ真剣に取り組んで、格差なき年金制度をぜひつくっていただきたい、このように思います。

以上、年金につきまして質問をいたしましたので、最後に、大臣がいなくなりましたけれども、公務員の年金につきましては大蔵省、それから公務員の給与につきましては総理府、公務員の災害補償につきましては人事院、何でもこんなふうに分轄しているのかなということをお聞きがね思っていますんです。公務員の給与が年金のベースになっておりますから、そういう点で一つの案として総理府なら総理府に統合したらいじやないか。そこでは公務災害もあるいは年金も給与も、そういう方が私はいい。やっぱり大蔵省というのは、もう全体の財政を取り扱う場所ですから、むしろ年金等につきましては大蔵省から外に出す、そういうものができるんじゃないか。特に、これから行うものができるんじゃないか。特に、これから行財政改革で経費節減をやる。私は、大蔵省のみずからの領域で最も厳しく対応していかなければ、他の省庁はついていけないと思うんですよ。まず、大蔵省の管轄、その中においてこのむだを省き、あるいは補助金を削り、そうしたみずから行財政というものを率先してやっていく、こういう姿勢がなければ他の省庁はついていかない。そういう中にこの公務員の社会保障制度の根幹というものが、年金というものがさらされるわけですから、そういう意味でも外に出すべきだろう。そうでなく金について温情ある措置をすればまた逆に誤解される。大蔵省の省内に置いておくからあれば無理もないんだ、おれたちは外にいるから冷たくあ

しらわれるんだと、こういうことになると思うんです。

私は五、六年前この問題を取り上げて、この委員会では当局の見解を聞きました。当時、大蔵大臣は亡くなられた大平さんでした。大平さんは、確かにそう言われれば検討すべき課題だ、むしろそういう点でひとつ真剣に検討してみましようという答弁があつたんです。大臣がいらないからあれだろうけれども、これはひとつ私の意見として、後刻適当な機会に大蔵省のひとつ大臣の御見解を承りたい。

まだ若干、項目が残っておりますけれども、相
当時間が経過いたしましたので、私の質問はこの
程度で終わりたいと思います。

○中尾忠義君　最初に行管庁にお伺いしますが、先ほどからいろいろと五つの共済年金の財政事情等の御答弁も聞いたわけでございますが、そこで各大臣のお答えも今後こういうのをどうするかというところでしたが、せっかく行管庁お見えになっていきますから、行政の簡素合理化、これは行政改革の大きな柱でもありますし、こういった共済年金のばらばらの状態を行管庁としてはどうお考えなのか、まずお伺いしたいと思います。

○政府委員(門田英郎君) 先生ただいま御質問の
 国家公務員その他の共済年金制度、この問題がば
 らばらではないかという御質問でございますが、
 各共済制度、年金制度というのはそれぞれ沿革も
 歴史も違うわけでございます。それぞれ職域年金
 的な性格を持っているということもあり、かつま
 たそれぞれの公務員のグループの制度というもの
 とも深いかわりがあるわけでございます。行政
 管理庁としても、これはそれぞれの制度を所管し
 ている各省、これが一体となって均衡のある年金
 制度というものの発展あるいは運営をしていかな
 ければならないものと承知しております。

こういうことのために、すでに御承知かと存じますが、昨昭和五十五年度に社会保障制度審議会の中に年金数理部会というものを設けたり、いろいろな努力をしてきているわけでございますが、

今後とも諸方面の御意見を伺いながら、年金制度の均衡のある発展というものに努めてまいらなければならぬと、かように考えておる次第でございます。

○中尾辰義君 いずれにしても、これは行管庁の一存ではないかと思ひますし、きようはその程度にしておきます。

次に、共済年金制度の性格につきまして少しお伺いしたいと思います。この年金制度の法的根拠は国家公務員法第一百七条にあります。その第一項に、これは「職員が、相当年限忠実に勤務して退職した場合」、こういうふうに規定をされておるわけです。つまり、公務員制度の一環として位置づけられております。と同時に、組合員が掛金を納めているので、社会保険、社会保障としての公的年金制度の性格もあるわけでございます。

そこで、政府の答弁も何回か衆議院の方でもあったようですが、この共済年金制度が社会保険的な公的年金制度と同時に、職域の特殊性からくる企業年金的部分の二つの性格を持っている、こういうような答弁を繰り返して行われておるわけでございます。そうだとするならば、企業的年金部分と社会保険的な部分を共済年金において明確にする必要があると思いますが、その辺はどうお考えになるのか、また明確に区分したそういうような数字的なものがあるのかどうか、それをもまずお伺いしたい。

○政府委員(矢崎新二君) ただいま御指摘にございまして、公務員の共済年金の性格が社会保険としての公的年金としての性格と、それから公務員制度の一環としての職域年金的性格というものをあわせ持ったものだということに私どもも理解をしておるわけでございますが、ただ、しばらくばいまの年金のたとえば給付額の中で、公的年金の部分と企業年金部分とを数量的に分けることができるのかといいますが、そこは非常にむずかしい話ではないかなというふうに思っておるわけでございます。混合した性格になっているものものですから、そういう数量的な分け方はなかなかむずかしい

かしいということを考えておるわけでござい
ます。

しからばどういった点が職域年金的な性格であ
るかという点を若干ちよと申し上げてみます
と、ただいま御指摘もございましたように、公務
員の退職年金は公務員法の百七条に根拠があるわ
けでございますし、また国家公務員共済組合法で
は、その第一条の中で「公務の能率的運営に資す
ることを目的とする」というようなことも目的
として述べられておるわけでございます。

こういったようなことから、公務員は公正、中
立の立場を要求されておまして、そのために政
治的な行為の制限であるとか、私企業からの隔
離、守秘義務といったような職務上特別の制約が
あるわけでございます。したがって、こういった
制約に違反した場合には、懲戒免職処分を受け
るとか刑罰が課せられるとかいったようなことがあ
り得るわけでございますし、そういった場合に年
金の支給に制限が加えられるというような特殊な
制度を設けておるといふことでございまして、そ
ういう意味でこの公務員の年金制度が人事管理の
一環としての役割も果たしているように思われ
てございまして。

○中尾辰義君 いまの答弁を聞いていますと、結
局、企業部分と社会保険的な部分と両面あるけ
れども、それはどこに境界があるというようなこ
とはちよと表現しにくいと、こういうことです
ね、いま長々と答弁がございましたけれども、

それから次に、先ほどからちよこちよ出てま
いりました大蔵大臣の私的諮問機関、共済年金制
度基本問題研究会、これが出てきましたけれど
も、これは五十五年六月から大体二年間で何らか
の結論を出すというのですが、いまこの進みぐ
あいはどういふふうになっておるのか。それか
ら、研究対象はどういふものをやっておるのか。
その辺のところをひとつ、これは去年の臨時国会
でも問題になったんですが、どうなっているん
ですか、ひとつ中間報告みたいところで結構で
すか……。

○政府委員(矢崎新二君) ただいま御指摘のご
ざいました共済年金制度基本問題研究会は、共済年
金制度全体を通じます基本的な諸問題とか今後の
あり方等につきましまして専門的、総合的な検討を行
つていただくという趣旨で昨年六月に発足をした
ものでございまして。

この研究会に御検討をお願いしているのは、大
きく分けて三つございまして、年金財政を踏
まえた職域年金制度としての共済年金のあり
方をどういふふうにかつて考えるべきかというこ
とでございまして。これは、先ほど来のいろいろ
議論の中にもございまして、共済年金全体が
高齢化社会の到来を迎えまして大変な問題に直
面しておるわけでございまして、そういった環
境の中で、今後の給付水準なり給付要件なり、そ
ういった仕組みをどう考えていくべきかという基
本的な問題が一つあるわけでございまして。

それから二つ目に、他の公的年金制度との整合
性なり給付の調整という問題があるわけでござ
いまして、厚生年金とのバランスの問題といった
ようなものもこれに含まれていくわけでございま
す。

それから三つ目に、財政問題でございまして、
国鉄共済の問題を含めまして今後の共済年金全体
の財政を一体どういふふうにかつて考えるべきで
あるか、こういうことでございまして。

こういった三つの項目を大きなテーマとして
まして、現在までに十回ほど会合を重ねておるわ
けでございますが、これまでのところは、まず基
本的な共済年金制度の現状なり直面してございま
して、この勉強というふうなことで来たわけでござ
いまして、これからさらに今後の年金制度のあり方
についての議論を深めていただくことになるので
ないか、こういうふうにかつておられます。

検討の見通しといたしましては、昨年の六月に
発足したわけでございまして、おおよそ二カ年程
度はこの検討に時間を要するのではないかと
ふりに考えておるわけでございまして。

○中尾辰義君 そうすると、来年の六月ごろに結
論が出るということですね、二年ですかな。

それで、結論が出た場合に、その結論を尊重し
て具体的な方策を打ち出すわけですね。

○政府委員(矢崎新二君) 私どももいたしまして
は、できれば来年の春ぐらいにはその最終的な
意見の取りまとめをしていただきたいと思います。それで、
もし審議の状況が進みまして、できることであ
れば秋にでも中間的な取りまとめをしていただ
けないかなというふうな期待をしておるわけで
ございまして。そういった審議の経過を踏まえ
まして、そこで出ました御意見を参考として、それ
から各省間のいんな意見の調整を進めまして、私
どももいたしましては、できるだけ早く新しい年
金制度についての考え方を政府としてもまとめ
ていきたい、こう考えておるわけでございまして。

○中尾辰義君 それから、各省共済年金の財政事
情につきましましては、先ほど同僚委員から質問が
ございましたが、その中で国鉄の年金財政が一番
厳しいわけですね、先ほど運輸大臣が国鉄の
成熟度が一番高い、これは五十五年度で七三%、
六十年になると一六%ぐらいい見込まれてお
る、こういうことでしたが、郵便なんかはすい
ぶん低いわけですね。電電がかなり低いわけ
ですが、国鉄が高いというのは、これはどうい
う理由なんですか、その辺ひとつ……。

○説明員(足代典正君) お答えいたします。
いろいろな成熟度を高めた理由というのは考
えられるわけでございまして、一つには、戦中
後、国鉄に課せられたいわゆる国策遂行の影
響が一つある。と申しますと、どういふことか
と申上げますと、戦中、国鉄の戦時輸送力を増
強しなければならぬ、また他面、外地に鉄道を敷
いたというふうな事情もありまして現職の国鉄職
員が外地に派遣された、そういうことで大量の職
員を採用せざるを得なかったわけでございませ
ん。

終戦になりまして急激に輸送需要が少なくな
りました。戦争中に抱え込んだ多くの職員と、そ
れから外地からの帰還職員、これを引き受けたわ
けでございまして。昭和十二年から終戦の二十年ま
で、約百八万人に上る職員を採用いたしました
で、昭和二十四年のいわゆる行政機関職員定員法によ
つて若年層から整理したんでございまして、それ
も、なお大量の若年層職員を抱え込んだ形にな
りまして、これが現在退職期を迎えておる、こう
いう理由が一つでございまして。

二番目の理由といたしましては、昨今の運輸業
界の需要動向、こういったものを踏まえまして国鉄
は省力化経営をやつていかなければならぬ。御
案内のように、昭和六十年までに国鉄の職員を三
十五万人体制に持つていくというふうなことで
ございまして、掛金、費用を負担する母体となる職
員数が減少してきておる、これが二番目の理由で
ございまして。

三番目の理由といたしましては、国鉄の職場の
特殊性に基づく要素でございまして、国鉄の職
場、近代化に努力をいたしておりまして、なお
労働集約産業という性格をぬぐい切れません。そ
のため、熟練労働力を内部に保有する必要があ
るというところで長期勤続を奨励してまいつた
わけでございまして。そのために、いわゆる年金権
を得る人々の数が非常に多い。国家公務員の皆
さん方に比べますと、二十年以上勤めまして年金権
を持つて退職されるという方がかなり多いわけ
でございまして。

それから最後には、国鉄の共済組合の年金制
度、歴史的にその発足の経緯が非常に古ござ
いまして。大正九年に年金制度を始めたわけで
ございまして。歴史が古いというこの裏には、過去に
たくさん年金受給者を発生させておる。

以上のような理由かと存じます。

○中尾辰義君 時間がありませんので次に進
みますが、国家公務員共済組合の年金財政、これは
現在はいくつ、将来はどういふような推移をた
どっていくのか、説明してください。

○政府委員(矢崎新二君) 五十四年十月に財政再
計算をやりまして、そのときに試算をいたしま
した結果によりまして、退職年金の成熟度が連合
会加入組合の一般公務員の場合で見ますと、五十五

年度が二三・四％という程度でありますのが、昭和七十五年になりまして四〇％程度になるという見通しになっております。こういったことを背景といたしまして、収支の状況につきまして早晩に非常に厳しい状況に直面をするものと見込まれております。これは将来のベースアップや年金改定をどういうふうに見込むかというところで違ってくるわけでございまして、仮定の計算をいたしまして、ペアなり年金改定を五％と仮置きをいたしまして計算をしてみますと、連合会の一般公務員の場合は、現行の財源率の一二・三％というままで据え置いていきますと、昭和六十六年度に収支の残が赤字になるわけでございまして、さらに七十五年までいくと積立金もなくなるといような見込みになるわけでございします。

したがって、やはりこのような事態を避けるということになりますと、今後財源率の引き上げを図るとか、あるいは負担と給付の調整についての考え方をもう一回見直してみようというふうなことが、そういったような問題が出てくるわけでございします。

○中尾展義君 それは大変なことになります、そうすると、積立金の取り崩しで保てる期間はどのくらいあるんですか。

○政府委員(矢崎新一君) いま申し上げましたように、現行の財源率のままですと、昭和七十五年に積立金がなくなると、こういう状況でございます。

○中尾展義君 時間が余りありませんので、今回の法律改正の内容について若干伺いたいと思っておりますが、この改正の内容の中で、短期給付に係る財政調整事業の実施と、こういうふうにあるわけですが、そこで、この事業を実施しなければならぬ理由を明確にひとつ頼みます。

○政府委員(矢崎新一君) 現在の共済組合の中で、短期給付を実施しておりますのは各組合ごとの実施をしていくわけでございします。この組合ごとによって、自主的な運営を図るといいうことで、きめ細かいサービスなり自主努力とい

うものを可能にするというメリットがあるわけでございしますけれども、反面、小集団になるわけでございしますから、保険方式による危険分散が図りにくいというマイナス面もあるわけでございします。そういうことになりまして、小集団の場合等には、特殊な事情がありまして、給付が異常に伸びて、それに財源負担がもう追いつかないというふうな問題が出る可能性があるわけでございします。現に林野の共済組合がそういった状況にいま直面をしておるといふことでございします。こういった公務員全体の共同連帯あるいは相互扶助といった精神で補完をしていくということによって短期給付事業の財政基盤の強化を図っていくということが今回の制度改正のねらいでございします。

それで、その仕組みの概要について若干補足をしてお説明をいたしますと、この助成の対象の組合をどうするかという選び方でございしますが、これはまず全体の組合について理論的なその基準掛金率というものを計算をしてみるわけでございします。そう、そういった平均的な基準掛金率を超えます組合につきまして、その超える重い負担の部分の助成をしていくと、こういう仕組みでございします。

この基準掛金率はどういうふうな設定するかといふことは、共済組合全体につきまして法定給付といたしては決まっておりますから、この法定給付を実施するためには一体どのぐらいの掛金率が理論上必要であるかと、こういう計算をしてみるわけでございします。そういったしまして、その総平均をとりますと、その総平均と、それから今度は組合ごとにあるんならばりが出てきますから、そういったちがりの状況をにらみましてこの平均掛金率に一定の修正値を掛けまして、そしてその基準掛金率を設定するわけでございします。その現在の見通しをいたしましては、法定給付に要する平均掛金率というものが大体千分の四十三・九ぐらいいかというふうに見ているわけでございします。が、それに一定の計算方式によりまして、千分の六・一の差の一・五倍を足しまして千分の五十三

というふうな基準掛金率を設定をいたしまして、それを上回るような組合については上回る分を補助をしてあげましよう、こういう考え方になっておるわけでございします。

この財源につきましては、各組合が持つております支払い準備金それから不足金の補てん積立金にございします。その二つの一を連合会に預けていたしまして、その運用益をもってこの給付財源を賄っていくと、こういう考え方になっております。

○中尾展義君 それから、これは今回の改正で国家公務員共済組合法の附則第十四条の二、ここにその他組合の短期給付に係る事業のほかに「共同して行うことが適当と認められる事業」として政令で定める事業を行うことができる。と、こういうふうになっておりますが、この「政令で定める事業」といふのはどういう事業を考えているんですか。

○政府委員(矢崎新一君) これは、短期給付に関連する事業がいろいろあるわけでございします。が、その中で各組合が共同してやるのが適当ではないかというふうな事業を統一的にやりたいということでございます。その具体的な内容としては、たとえば、たとえば、医療費の適正化のための仕事でございますけれども、健保組合やその他の政管健保等でもやっておりますけれども、そういったことをやるとか、あるいはそのほかに健康管理なり疾病予防、成人病対策についての知識の普及等、そういったような健康管理面での事業を充実するといった観点から健康管理手帳を交付をしてやっていくと、そういったような事業も考えられると思っております。そういった、これらの点は今後の実施状況を見ながらさらに工夫を加えていきたいというふうに考えております。

○中尾展義君 それではさらに、財政調整の方法は、各組合が短期余剰金を毎年積み立てている、その積立金の五〇％に相当する金額を連合会に供出させ、そのプール財源の運用益を短期掛金率の

基準が千分の五十三をオーバーしている財政赤字の組合に対して助成することとしていると、こういうふうになっておりますが、この供出する余剰金の金額、さらに連合会への供出金は共済組合の五十五年度の決算でやるのか、それとも五十六年度の事業計画の中でやるのか、その辺いかがでしょうか。

○政府委員(矢崎新一君) ただいま御指摘の点は、五十五年度の決算が締まった時点でそういった処理をしたいというふうに考えております。

○中尾展義君 それじゃ最後に、これは大蔵大臣、いいですか。

これは新聞報道にも出ておりましたが、国家公務員共済組合連合会の虎の門病院、もう頭にびんと来たりします。これは新聞でもどこかで出ておりましたが、お読みになったことでしょうか。違法な予約料を患者から徴収した、あるいは眼科部長が指定眼鏡店から一〇％のリベートを自分の口座へ振り込ませていたと、こういうことで、遺憾な事実が相次いで起こっております。この二つの事件について事実関係はどうなっているのか。それからこの責任の所在、さらに大蔵大臣の指導、どういうふうなこれを指導されたのか、それをお聞きして終わりたいと思います。

○国務大臣(渡辺美智雄君) 具体的な事件の事実関係の問題につきましては事務当局から答弁させていただきます。

○政府委員(矢崎新一君) 御指摘のまず虎の門病院の眼科の問題でございますが、新聞報道の内容につきまして連合会本部に報告を求めたところ、こういったような報告を受けておるわけでございします。

指定がね店から、眼科の医局の研究費といったしまして、昭和五十六年二月五日までに計百二十四万九千円の入金があったことは事実でございます。ただし、その受領金額は直ちに業者へ返還をさせたということでございします。それからなお、この入金につきまして、病院側で積極的に要求したとかいような事実はないと、こういう報告を

請願者 東京都板橋区舟渡二ノ三〇ノ二全

紹介議員 宮本 顕治君

この請願の趣旨は、第一九一号と同じである。

第二八二五号 昭和五十六年四月十日受理

戦後ノ連強制抑留者の恩給法上の加算改定に関する請願

請願者 東京都八王子市式分方町三四七坂本弥一

紹介議員 二宮 文造君

この請願の趣旨は、第一七六号と同じである。

第二八二六号 昭和五十六年四月十日受理

戦後ノ連強制抑留者の恩給法上の加算改定に関する請願

請願者 東京都渋谷区幡ヶ谷三ノ五五ノ七 原島健次

紹介議員 多田 省吾君

この請願の趣旨は、第一七六号と同じである。

第二八二七号 昭和五十六年四月十日受理

戦後ノ連強制抑留者の恩給法上の加算改定に関する請願

請願者 東京都多摩市聖ヶ丘三ノ六ノ五 鈴木文男

紹介議員 田代富士男君

この請願の趣旨は、第一七六号と同じである。

第二八二八号 昭和五十六年四月十日受理

戦後ノ連強制抑留者の恩給法上の加算改定に関する請願

請願者 東京都八王子市元八王子町一ノ六ノ一 塚本寿恵彦

紹介議員 小平 芳平君

この請願の趣旨は、第一七六号と同じである。

第二八二九号 昭和五十六年四月十日受理

戦後ノ連強制抑留者の恩給法上の加算改定に関する請願

この請願の趣旨は、第一七六号と同じである。

第二八三〇号 昭和五十六年四月十日受理

戦後ノ連強制抑留者の恩給法上の加算改定に関する請願

請願者 東京都八王子市上野町二〇 宮崎悦三

紹介議員 峯山 昭範君

この請願の趣旨は、第一七六号と同じである。

第二八三一号 昭和五十六年四月十日受理

戦後ノ連強制抑留者の恩給法上の加算改定に関する請願

請願者 東京都渋谷区本町四ノ一三ノ四 手川尚吉

紹介議員 原田 立君

この請願の趣旨は、第一七六号と同じである。

第二八三二号 昭和五十六年四月十日受理

戦後ノ連強制抑留者の恩給法上の加算改定に関する請願

請願者 東京都田無市本町七ノ一〇ノ一六ノ二一 佐久間幸吉

紹介議員 太田 淳夫君

この請願の趣旨は、第一七六号と同じである。

第二八三三号 昭和五十六年四月十日受理

戦後ノ連強制抑留者の恩給法上の加算改定に関する請願

請願者 東京都渋谷区本町三ノ一二 伊藤音次郎

紹介議員 和泉 照雄君

この請願の趣旨は、第一七六号と同じである。

第二八三四号 昭和五十六年四月十日受理

戦後ノ連強制抑留者の恩給法上の加算改定に関する請願

請願者 東京都渋谷区本町一ノ一四ノ一 四 関谷本治

紹介議員 渡部 通子君

この請願の趣旨は、第一七六号と同じである。

第二八三五号 昭和五十六年四月十日受理

戦後ノ連強制抑留者の恩給法上の加算改定に関する請願

請願者 福岡県粕屋郡新宮町下府一、三七二 黒川快男外二千九百九十一名

紹介議員 田中寿美子君

この請願の趣旨は、第一九二一号と同じである。

第二八三六号 昭和五十六年四月十日受理

戦後ノ連強制抑留者の恩給法上の加算改定に関する請願

請願者 埼玉県大宮市日進町一〇〇公務員住宅RA二二 大橋久美子外三百九十一名

紹介議員 藤田 進君

この請願の趣旨は、第一九二一号と同じである。

第二八三七号 昭和五十六年四月十日受理

戦後ノ連強制抑留者の恩給法上の加算改定に関する請願

請願者 東京都世田谷区弦巻五ノ三四ノ七 畑福安一外二千二百七十六名

紹介議員 矢田部 理君

この請願の趣旨は、第一九二一号と同じである。

第二八三八号 昭和五十六年四月十日受理

戦後ノ連強制抑留者の恩給法上の加算改定に関する請願

請願者 宮城県仙台市太白一ノ三ノ二七 佐々木和雄外二千五百二十名

紹介議員 対島 孝且君

この請願の趣旨は、第一九二一号と同じである。

第二八三九号 昭和五十六年四月十日受理

戦後ノ連強制抑留者の恩給法上の加算改定に関する請願

請願者 兵庫県西脇市西脇六五八ノ二一 西山勝美外九百六十七名

紹介議員 松前 達郎君

この請願の趣旨は、第一九二一号と同じである。

第二八四〇号 昭和五十六年四月十日受理

戦後ノ連強制抑留者の恩給法上の加算改定に関する請願

請願者 大阪府八尾市八尾木東二ノ三二 川端康裕外二千二百二十五名

紹介議員 志吉 裕君

この請願の趣旨は、第一九二一号と同じである。

第二八四一号 昭和五十六年四月十日受理

戦後ノ連強制抑留者の恩給法上の加算改定に関する請願

請願者 山口市朝田一、〇三〇ノ一四内 門弘美外千八百七十四名

紹介議員 坂倉 藤吾君

この請願の趣旨は、第一九二一号と同じである。

第二八四二号 昭和五十六年四月十日受理

戦後ノ連強制抑留者の恩給法上の加算改定に関する請願

請願者 福島県石川郡石川町北町八 岡崎志郎外千九百九十二名

紹介議員 吉田 正雄君

この請願の趣旨は、第一九二一号と同じである。

第二八四三号 昭和五十六年四月十日受理

戦後ノ連強制抑留者の恩給法上の加算改定に関する請願

請願者 北海道網走市新町三ノ一ノ一〇 渡辺克也外二百十四名

紹介議員 市川 正一君

この請願の趣旨は、第一九二一号と同じである。

第二八四四号 昭和五十六年四月十日受理

戦後ノ連強制抑留者の恩給法上の加算改定に関する請願

請願者 北海道網走市新町三ノ一ノ一〇 渡辺克也外二百十四名

紹介議員 市川 正一君

この請願の趣旨は、第一九二二号と同じである。

第二九二〇号 昭和五十六年四月十日受理
国家公務員の退職金削減・定年制導入反対に関する請願

請願者 岩手県盛岡市みどり丘四ノ一九ノ二〇 山沢義身外二百十四名

紹介議員 上田耕一郎君

この請願の趣旨は、第一九二二号と同じである。

第二九二二号 昭和五十六年四月十日受理
国家公務員の退職金削減・定年制導入反対に関する請願

請願者 北海道釧路市美原一ノ一〇ノ四 相馬忠志外二百十四名

紹介議員 小笠原貞子君

この請願の趣旨は、第一九二二号と同じである。

第二九二二号 昭和五十六年四月十日受理
国家公務員の退職金削減・定年制導入反対に関する請願

請願者 岩手県盛岡市西松園四ノ一三ノ一 八 佐藤昭敏外二百十四名

紹介議員 神谷信之助君

この請願の趣旨は、第一九二二号と同じである。

第二九二三号 昭和五十六年四月十日受理
国家公務員の退職金削減・定年制導入反対に関する請願

請願者 北海道紋別郡湧別町苗露 松原正勝外二百十四名

紹介議員 杏脱タケ子君

この請願の趣旨は、第一九二二号と同じである。

第二九二四号 昭和五十六年四月十日受理
国家公務員の退職金削減・定年制導入反対に関する請願

請願者 岩手県盛岡市厨川五ノ二五ノ七 三 井上秀雄外二百十四名

紹介議員 近藤 忠孝君

この請願の趣旨は、第一九二二号と同じである。

第二九二五号 昭和五十六年四月十日受理
国家公務員の退職金削減・定年制導入反対に関する請願

請願者 岩手県盛岡市下厨川赤平四 刑部勝外二百十四名

紹介議員 佐藤 昭夫君

この請願の趣旨は、第一九二二号と同じである。

第二九二六号 昭和五十六年四月十日受理
国家公務員の退職金削減・定年制導入反対に関する請願

請願者 北海道紋別郡湧別町苗露 松村千代外二百十四名

紹介議員 下田 京子君

この請願の趣旨は、第一九二二号と同じである。

第二九二七号 昭和五十六年四月十日受理
国家公務員の退職金削減・定年制導入反対に関する請願

請願者 北海道釧路市米町一ノ四ノ一一 四 木下了二外二百十四名

紹介議員 立木 洋君

この請願の趣旨は、第一九二二号と同じである。

第二九二八号 昭和五十六年四月十日受理
国家公務員の退職金削減・定年制導入反対に関する請願

請願者 岩手県盛岡市みたけ四丁目 大野盛外二百十四名

紹介議員 宮本 順治君

この請願の趣旨は、第一九二二号と同じである。

第二九二九号 昭和五十六年四月十日受理
国家公務員の退職金削減・定年制導入反対に関する請願

請願者 北海道釧路市白樺台五ノ一三ノ

八 佐藤輝昭外二百十四名

紹介議員 安武 洋子君

この請願の趣旨は、第一九二二号と同じである。

第二九三〇号 昭和五十六年四月十日受理
国家公務員の退職金削減・定年制導入反対に関する請願

請願者 北海道北見市田端町七四ノ一 山本紀一郎外二百十四名

紹介議員 山中 郁子君

この請願の趣旨は、第一九二二号と同じである。

第二九四七号 昭和五十六年四月十一日受理
ソ連抑留中の強制労働に対する特別給付金の支給に関する請願

請願者 東京都八王子市式分町三四七 坂本弥一

紹介議員 二宮 文造君

この請願の趣旨は、第一九二二号と同じである。

第二九四八号 昭和五十六年四月十一日受理
ソ連抑留中の強制労働に対する特別給付金の支給に関する請願

請願者 東京都渋谷区幡ヶ谷三ノ五五ノ七 原島健次

紹介議員 多田 省吾君

この請願の趣旨は、第一九二二号と同じである。

第二九四九号 昭和五十六年四月十一日受理
ソ連抑留中の強制労働に対する特別給付金の支給に関する請願

請願者 東京都多摩市聖ヶ丘三ノ六ノ五 鈴木文男

紹介議員 田代富士男君

この請願の趣旨は、第一九二二号と同じである。

第二九五〇号 昭和五十六年四月十一日受理
ソ連抑留中の強制労働に対する特別給付金の支給に関する請願

請願者 東京都八王子市元八王子町一ノ六 一 塚本寿恵彦

紹介議員 小平 芳平君

この請願の趣旨は、第一九二二号と同じである。

第二九五二号 昭和五十六年四月十一日受理
ソ連抑留中の強制労働に対する特別給付金の支給に関する請願

請願者 東京都田無市芝久保町四ノ四ノ四ノCノ二三三 森川正一

紹介議員 塩出 啓典君

この請願の趣旨は、第一九二二号と同じである。

第二九五二号 昭和五十六年四月十一日受理
ソ連抑留中の強制労働に対する特別給付金の支給に関する請願

請願者 東京都八王子市上野町二〇 宮崎悦三

紹介議員 峯山 昭範君

この請願の趣旨は、第一九二二号と同じである。

第二九五三号 昭和五十六年四月十一日受理
ソ連抑留中の強制労働に対する特別給付金の支給に関する請願

請願者 東京都渋谷区本町四ノ一三ノ四 手川尚吉

紹介議員 原田 立君

この請願の趣旨は、第一九二二号と同じである。

第二九五四号 昭和五十六年四月十一日受理
ソ連抑留中の強制労働に対する特別給付金の支給に関する請願

請願者 東京都田無市本町七ノ一〇ノ一六 一 佐久間幸吉

紹介議員 太田 淳夫君

この請願の趣旨は、第一九二二号と同じである。

第二九五五号 昭和五十六年四月十一日受理
ソ連抑留中の強制労働に対する特別給付金の支給に関する請願

に関する請願

請願者 東京都渋谷区本町三ノ一二 伊藤 音次郎

紹介議員 和泉 照雄君

この請願の趣旨は、第一九二二号と同じである。

第二九五七号 昭和五十六年四月十一日受理

ソ連抑留中の強制労働に対する特別給付金の支給に関する請願

請願者 東京都渋谷区本町一ノ一四ノ一 四 関谷本治

紹介議員 渡部 通子君

この請願の趣旨は、第一九二二号と同じである。

第二九五七号 昭和五十六年四月十一日受理
共済年金改善に関する請願

請願者 兵庫県姫路市別所町佐土新三九 一 岸田敏晴外九百七十八名

紹介議員 松前 達郎君

この請願の趣旨は、第一三二七号と同じである。

第二九六二号 昭和五十六年四月十一日受理

国家公務員の退職金削減・定年制導入反対に関する請願

請願者 新潟市秋葉通二ノ三、七二二 安 沢都夫外二千五百五十名

紹介議員 寺田 熊雄君

この請願の趣旨は、第一九二二号と同じである。

第二九六三号 昭和五十六年四月十一日受理

国家公務員の退職金削減・定年制導入反対に関する請願

請願者 札幌市西区八軒三条西三丁目 羽 山澤外三百五十名

紹介議員 小山 一平君

この請願の趣旨は、第一九二二号と同じである。

第二九六四号 昭和五十六年四月十一日受理

国家公務員の退職金削減・定年制導入反対に関する請願

る請願

請願者 島根県松江市西持田町一三五ノ 一 長島郁哉外四千八十八名

紹介議員 広田 幸一君

この請願の趣旨は、第一九二二号と同じである。

第二九六五号 昭和五十六年四月十一日受理

国家公務員の退職金削減・定年制導入反対に関する請願

請願者 新潟市榎尾五七三 小林儀信外九 百十名

紹介議員 山田 謙君

この請願の趣旨は、第一九二二号と同じである。

第二九八四号 昭和五十六年四月十一日受理

国家公務員の退職金削減・定年制導入反対に関する請願

請願者 北海道紋別郡上湧別町中湧別南 町 横幕由美子外五百四名

紹介議員 市川 正一君

この請願の趣旨は、第一九二二号と同じである。

第二九八五号 昭和五十六年四月十一日受理

国家公務員の退職金削減・定年制導入反対に関する請願

請願者 岩手県盛岡市厨川二ノ一二ノ二 二 神長毎夫外四百六十七名

紹介議員 上田耕一郎君

この請願の趣旨は、第一九二二号と同じである。

第二九八六号 昭和五十六年四月十一日受理

国家公務員の退職金削減・定年制導入反対に関する請願

請願者 岩手県盛岡市厨川五ノ二ノ二 庄司次男外四百六十七名

紹介議員 小笠原貞子君

この請願の趣旨は、第一九二二号と同じである。

第二九八七号 昭和五十六年四月十一日受理

国家公務員の退職金削減・定年制導入反対に関する請願

請願者 岩手県盛岡市下厨川穴口七二ノ 一 鈴木深外四百六十七名

紹介議員 神谷信之助君

この請願の趣旨は、第一九二二号と同じである。

第二九八八号 昭和五十六年四月十一日受理

国家公務員の退職金削減・定年制導入反対に関する請願

請願者 岩手県盛岡市下厨川赤平四 若松 正義外四百六十七名

紹介議員 沓脱タケ子君

この請願の趣旨は、第一九二二号と同じである。

第二九八九号 昭和五十六年四月十一日受理

国家公務員の退職金削減・定年制導入反対に関する請願

請願者 北海道釧路市弥生町一ノ一〇ノ 三 佐藤与三郎外四百六十七名

紹介議員 近藤 忠孝君

この請願の趣旨は、第一九二二号と同じである。

第二九九〇号 昭和五十六年四月十一日受理

国家公務員の退職金削減・定年制導入反対に関する請願

請願者 岩手県盛岡市厨川五ノ一二ノ八 細野隆外四百六十七名

紹介議員 佐藤 昭夫君

この請願の趣旨は、第一九二二号と同じである。

第二九九一号 昭和五十六年四月十一日受理

国家公務員の退職金削減・定年制導入反対に関する請願

請願者 北海道網走市大曲一ノ四ノ六 関 光彦外四百六十七名

紹介議員 下田 京子君

この請願の趣旨は、第一九二二号と同じである。

第二九九二号 昭和五十六年四月十一日受理

国家公務員の退職金削減・定年制導入反対に関する請願

請願者 岩手県盛岡市厨川二ノ一一ノ一 七 滝沢幸雄外四百六十七名

紹介議員 立木 洋君

この請願の趣旨は、第一九二二号と同じである。

第二九九三号 昭和五十六年四月十一日受理

国家公務員の退職金削減・定年制導入反対に関する請願

請願者 岩手県盛岡市西松園四ノ一三ノ一 八 佐藤昭敏外四百六十七名

紹介議員 宮本 順治君

この請願の趣旨は、第一九二二号と同じである。

第二九九四号 昭和五十六年四月十一日受理

国家公務員の退職金削減・定年制導入反対に関する請願

請願者 岩手県盛岡市厨川二ノ一〇ノ一 七 横沢良憲外四百六十七名

紹介議員 安武 洋子君

この請願の趣旨は、第一九二二号と同じである。

第二九九五号 昭和五十六年四月十一日受理

国家公務員の退職金削減・定年制導入反対に関する請願

請願者 岩手県盛岡市下厨川赤平四 佐々 木次雄外四百六十七名

紹介議員 山中 郁子君

この請願の趣旨は、第一九二二号と同じである。

第三〇三一号 昭和五十六年四月十三日受理

ソ連抑留中の強制労働に対する特別給付金の支給に関する請願

請願者 東京都新宿区西新宿五ノ八ノ一 第一 ともえビル内 小林弘道

紹介議員 宮本 順治君

この請願の趣旨は、第一九一号と同じである。

第三〇三二号 昭和五十六年四月十三日受理
共済年金改善に関する請願
請願者 鳥取県八頭郡八東町安井 尾崎肇
外九百九十九名

紹介議員 松前 達郎君
この請願の趣旨は、第一三二七号と同じである。

第三〇三三三号 昭和五十六年四月十三日受理
戦後ソ連強制抑留者の恩給法上の加算改定に関する請願
請願者 東京都板橋区舟渡二ノ三〇ノ二
全抑協東京都連板橋支部内 関道雄

紹介議員 宮本 顕治君
この請願の趣旨は、第一七六号と同じである。

第三〇三四号 昭和五十六年四月十三日受理
国家公務員の退職金削減・定年制導入反対に関する請願
請願者 和歌山市紀三井寺八〇七ノ五八
川西敏博外三千百七十八名

紹介議員 鈴木 和美君
この請願の趣旨は、第一九二一号と同じである。

第三〇五六号 昭和五十六年四月十三日受理
国家公務員の退職金削減・定年制導入反対に関する請願
請願者 北海道斜里郡斜里町朝日町七 法
量英治外二百三十名

紹介議員 市川 正一君
この請願の趣旨は、第一九二一号と同じである。

第三〇五七号 昭和五十六年四月十三日受理
国家公務員の退職金削減・定年制導入反対に関する請願
請願者 北海道斜里郡斜里町豊倉二〇 佐
々木良隆外二百二十四名

紹介議員 上田耕一郎君
この請願の趣旨は、第一九二二号と同じである。

第三〇五八号 昭和五十六年四月十三日受理
国家公務員の退職金削減・定年制導入反対に関する請願
請願者 北海道網走市北七条西五丁目 田
中せつ子外二百二十四名

紹介議員 小笠原貞子君
この請願の趣旨は、第一九二二号と同じである。

第三〇五九号 昭和五十六年四月十三日受理
国家公務員の退職金削減・定年制導入反対に関する請願
請願者 北海道網走市台町七ノ一九ノ二
大崎一義外二百二十四名

紹介議員 神谷信之助君
この請願の趣旨は、第一九二二号と同じである。

第三〇六〇号 昭和五十六年四月十三日受理
国家公務員の退職金削減・定年制導入反対に関する請願
請願者 北海道網走市南十条西四丁目 佐
藤儀一郎外二百二十四名

紹介議員 香脱タケ子君
この請願の趣旨は、第一九二二号と同じである。

第三〇六一号 昭和五十六年四月十三日受理
国家公務員の退職金削減・定年制導入反対に関する請願
請願者 北海道網走市南四条東七丁目 北
南實外二百二十四名

紹介議員 近藤 忠孝君
この請願の趣旨は、第一九二二号と同じである。

第三〇六二号 昭和五十六年四月十三日受理
国家公務員の退職金削減・定年制導入反対に関する請願
請願者 北海道網走市北二条西五ノ一三

紹介議員 杉淵光夫外二百二十四名
佐藤 昭夫君
この請願の趣旨は、第一九二二号と同じである。

第三〇六三三号 昭和五十六年四月十三日受理
国家公務員の退職金削減・定年制導入反対に関する請願
請願者 北海道網走市南七条東六丁目 入
野谷正則外二百二十四名

紹介議員 下田 京子君
この請願の趣旨は、第一九二二号と同じである。

第三〇六四号 昭和五十六年四月十三日受理
国家公務員の退職金削減・定年制導入反対に関する請願
請願者 北海道網走市駒場二三 森藤外二
百二十四名

紹介議員 立木 洋君
この請願の趣旨は、第一九二二号と同じである。

第三〇六五号 昭和五十六年四月十三日受理
国家公務員の退職金削減・定年制導入反対に関する請願
請願者 北海道網走市駒場二三ノ八 入沢
悠之外二百二十四名

紹介議員 宮本 顕治君
この請願の趣旨は、第一九二二号と同じである。

第三〇六六号 昭和五十六年四月十三日受理
国家公務員の退職金削減・定年制導入反対に関する請願
請願者 北海道斜里郡斜里町豊倉一二 田
中トシ子外二百二十四名

紹介議員 安武 洋子君
この請願の趣旨は、第一九二二号と同じである。

第三〇六七号 昭和五十六年四月十三日受理
国家公務員の退職金削減・定年制導入反対に関する請願
請願者 北海道斜里郡斜里町港町一五 宮
津誠外二百二十四名

請願者 北海道斜里郡斜里町港町一五 宮
津誠外二百二十四名
紹介議員 山中 郁子君
この請願の趣旨は、第一九二二号と同じである。

第三〇六九号 昭和五十六年四月十三日受理
旧国際電気通信株式会社等の業務の政府引継ぎ前に退職した社員に対する国家公務員等退職手当法改正に関する請願
請願者 徳島市南田宮一ノ二ノ三八 上松
夏子

紹介議員 志村 愛子君
この請願の趣旨は、第五〇八号と同じである。

第三〇八九号 昭和五十六年四月十三日受理
旧国際電気通信株式会社等の業務の政府引継ぎ前に退職した社員に対する国家公務員等退職手当法改正に関する請願
請願者 島根県松江市南田町一二四 村竹
博子

紹介議員 広田 幸一君
この請願の趣旨は、第五〇八号と同じである。

第三一〇四号 昭和五十六年四月十四日受理
戦後ソ連強制抑留者の恩給法上の加算改定に関する請願
請願者 東京都新宿区西新宿五ノ八ノ一第
一ともえビル内 小林弘道

紹介議員 宮本 顕治君
この請願の趣旨は、第一七六号と同じである。

第三一〇五号 昭和五十六年四月十四日受理
ソ連抑留中の強制労働に対する特別給付金の支給に関する請願
請願者 東京都台東区浅草二ノ一三ノ五
佐藤安雄

紹介議員 宮本 顕治君
この請願の趣旨は、第一九二一号と同じである。

この請願の趣旨は、第一九二一号と同じである。

第三一一九号 昭和五十六年四月十四日受理
国家公務員の退職金削減・定年制導入反対に関する請願

請願者 宮崎市瓜生野五、五七〇 松本安
行外三千四百四十名
紹介議員 野田 哲君
この請願の趣旨は、第一九二一号と同じである。

第三一三七号 昭和五十六年四月十四日受理
国家公務員の退職金削減・定年制導入反対に関する請願

請願者 岐阜市長森細畑九三二 小木曾誠
外千五百五十一名
紹介議員 福岡 知之君
この請願の趣旨は、第一九二一号と同じである。

第三一六七号 昭和五十六年四月十四日受理
国家公務員の退職金削減・定年制導入反対に関する請願

請願者 長崎県西彼杵郡多良見町化屋名
一、〇六二ノ四 田中早美外二千
三百四十二名
紹介議員 瀬谷 英行君
この請願の趣旨は、第一九二一号と同じである。

第三一六八号 昭和五十六年四月十四日受理
旧国際電気通信株式会社等の業務の政府引継ぎ前に退職した社員に対する国家公務員等退職手当法改正に関する請願

請願者 山形県米沢市下花沢三ノ三ノ八五
金子しづ
紹介議員 沓脱タケ子君
この請願の趣旨は、第五〇八号と同じである。

第三一七六号 昭和五十六年四月十四日受理
国家公務員の退職金削減・定年制導入反対に関する請願(三通)

請願者 新潟市横尾六一六ノ二 田中秀信
外五百五十二名

紹介議員 本岡 昭次君
この請願の趣旨は、第一九二一号と同じである。

第三一九一号 昭和五十六年四月十五日受理
ソ連抑留中の強制労働に対する特別給付金の支給に関する請願

請願者 東京都板橋区赤塚二ノ二一ノ一
四 王置昇一
紹介議員 宮本 顕治君
この請願の趣旨は、第一九一一号と同じである。

第三一九二号 昭和五十六年四月十五日受理
国家公務員の退職金削減・定年制導入反対に関する請願

請願者 札幌市豊平区中の島一ノ五 藤田
忠男外千三百九十一名
紹介議員 福岡 知之君
この請願の趣旨は、第一九二一号と同じである。

第三一九三号 昭和五十六年四月十五日受理
戦後ソ連強制抑留者の恩給法上の加算改定に関する請願

請願者 東京都練馬区下石神井五ノ一ノ三
六 田中勲
紹介議員 宮本 顕治君
この請願の趣旨は、第一七六号と同じである。

第三二三〇号 昭和五十六年四月十五日受理
国家公務員の退職金削減・定年制導入反対に関する請願

請願者 北海道網走市駒場二五ノ一八二
小山田誠一外二百十九名
紹介議員 市川 正一君
この請願の趣旨は、第一九二一号と同じである。

第三三三一号 昭和五十六年四月十五日受理
国家公務員の退職金削減・定年制導入反対に関する請願

請願者 北海道網走市駒場二三ノ八 猪股

紹介議員 隆外百十九名
上田耕一郎君
この請願の趣旨は、第一九二一号と同じである。

第三三三二号 昭和五十六年四月十五日受理
国家公務員の退職金削減・定年制導入反対に関する請願

請願者 北海道網走市大曲二ノ一三ノ一
一 銀治外百十九名
紹介議員 小笠原貞子君
この請願の趣旨は、第一九二一号と同じである。

第三三三三号 昭和五十六年四月十五日受理
国家公務員の退職金削減・定年制導入反対に関する請願

請願者 北海道北見市朝日町四八 福田留
太郎外百十九名
紹介議員 神谷信之助君
この請願の趣旨は、第一九二一号と同じである。

第三三三四号 昭和五十六年四月十五日受理
国家公務員の退職金削減・定年制導入反対に関する請願

請願者 北海道網走市駒場二三ノ八 村岡
七郎外百十九名
紹介議員 沓脱タケ子君
この請願の趣旨は、第一九二一号と同じである。

第三三三五号 昭和五十六年四月十五日受理
国家公務員の退職金削減・定年制導入反対に関する請願

請願者 北海道網走市新町三ノ四ノ四ノ
二 柳野浩外百十九名
紹介議員 近藤 忠孝君
この請願の趣旨は、第一九二一号と同じである。

第三三三六号 昭和五十六年四月十五日受理
国家公務員の退職金削減・定年制導入反対に関する請願

請願者 北海道網走市南十二条西三丁目

請願者 北海道網走市つくしヶ丘一ノ九
〇 尾村光史外百十九名
紹介議員 佐藤 昭夫君
この請願の趣旨は、第一九二一号と同じである。

第三三三七号 昭和五十六年四月十五日受理
国家公務員の退職金削減・定年制導入反対に関する請願

請願者 北海道網走市台町三ノ七ノ一五
石黒文夫外百十九名
紹介議員 下田 京子君
この請願の趣旨は、第一九二一号と同じである。

第三三三八号 昭和五十六年四月十五日受理
国家公務員の退職金削減・定年制導入反対に関する請願

請願者 北海道紋別市滑滑町七丁目 山根
武雄外百十九名
紹介議員 立木 洋君
この請願の趣旨は、第一九二一号と同じである。

第三三三九号 昭和五十六年四月十五日受理
国家公務員の退職金削減・定年制導入反対に関する請願

請願者 北海道網走市大曲一ノ四ノ三七
穴沢正顕外百十九名
紹介議員 宮本 顕治君
この請願の趣旨は、第一九二一号と同じである。

第三三四〇号 昭和五十六年四月十五日受理
国家公務員の退職金削減・定年制導入反対に関する請願

請願者 北海道網走市南十二条西三丁目
梅澤郁夫外百十九名
紹介議員 安武 洋子君
この請願の趣旨は、第一九二一号と同じである。

第三三四一号 昭和五十六年四月十五日受理
国家公務員の退職金削減・定年制導入反対に関する請願

請願者 北海道網走市駒場二三ノ八 猪股

る請願

請願者 北海道網走市南七条東五丁目 平

田きみ子外百十九名

紹介議員 山中 郁子君

この請願の趣旨は、第一九二一号と同じである。

第三二五〇号 昭和五十六年四月十五日受理

重度重複戦傷病者に対する恩給不均衡是正に関する請願

請願者 神奈川県小田原市風祭四一二国立

療養所箱根病院内 祖父江秋一

紹介議員 中西 一郎君

この請願の趣旨は、第二八一一号と同じである。

第三二七四号 昭和五十六年四月十六日受理

戦後ソ連強制抑留者の恩給法上の加算改定に関する請願

請願者 東京都板橋区赤塚二ノ二一ノ一

四 玉置昇一

紹介議員 宮本 順治君

この請願の趣旨は、第一七六号と同じである。

第三二七五号 昭和五十六年四月十六日受理

国家公務員の退職金削減・定年制導入反対に関する請願

請願者 滋賀県八日市市上平木町 小沢栄

子外二千十七名

紹介議員 竹田 四郎君

この請願の趣旨は、第一九二一号と同じである。

第三二七六号 昭和五十六年四月十六日受理

ソ連抑留中の強制労働に対する特別給付金の支給に関する請願

請願者 東京都練馬区下石神井五ノ一ノ三

六 田中正

紹介議員 宮本 順治君

この請願の趣旨は、第一九一一号と同じである。

第三二八二号 昭和五十六年四月十六日受理

国家公務員の退職金削減・定年制導入反対に関する請願(四通)

請願者 茨城県水戸市三の丸三ノ一一ノ

六 中島由夫外三百八十九名

紹介議員 和田 静夫君

この請願の趣旨は、第一九二一号と同じである。

第三三〇一号 昭和五十六年四月十六日受理

重度重複戦傷病者に対する恩給不均衡是正に関する請願

請願者 東京都板橋区前野三ノ一九ノ二ノ

二〇三 野村清常

紹介議員 蔵内 修治君

この請願の趣旨は、第二八一一号と同じである。

第三三一八号 昭和五十六年四月十六日受理

国家公務員の退職金削減・定年制導入反対に関する請願

請願者 長野県小諸市甲 井口功外二千五

百名

紹介議員 高杉 勉忠君

この請願の趣旨は、第一九二一号と同じである。

第三三一九号 昭和五十六年四月十六日受理

重度重複戦傷病者に対する恩給不均衡是正に関する請願

請願者 愛知県豊田市桜町一ノ七九 緒方

一誠

紹介議員 藤井 恒男君

この請願の趣旨は、第二八一一号と同じである。

第三号中正誤

ベシ 段行 誤 正

セ 一から七 今後 今度

三 三二 すべ

四 二から五 標流 漂流

六 四、三 P3C P3

昭和五十六年五月十四日印刷

昭和五十六年五月十五日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局